第1部　実態の検討

1. 実態検討における問題意識について

梶井　功

農地移動の実績統計をみる　最近の農地移動をみると、戦後の売買を主流とする動きが、賃貸借によって動くという大勢に変ってきていることがわかる。このことを対比してみたのが表1である。過去1年間に農家が経営面積を増大させた面積のうち、購入に対する借入の割合は、全国で45%であるが、北海道では20%にすぎず、都府県では逆に借入の方が大きくなっている。とくに北陸・東山に著しく、東北・九州でやや低い。

C（表1）として掲げた数字は、賃貸借および使用貸借による権利の設定・移転の農地法統制許可実績である。貸借による農地移動許可実績は、昭和45年以降ふえてきているが、本来なら、この許可実績と農業調査の数字は一致すべきであるのに、大きなひらきがある。農業委員会の農地法による許可は、現実の4割見当しかおさえていないことになる。とくに、農業調査で規模拡大における借入のウエイトが高い北陸・東山で許可のルートに乗る率が著しく低いことが目につく。つまり、農地法の賃貸借によらないで事実上の貸借が現実に行なわれているわけである。

ここでまず、問題とすべきことは次のとおりである。昭和45年に農地法の改正があって、賃貸借による農地の流動化に適合するように諸制度が改

表1　農家の方法別経営増加面積と統制実績との対比

	農業調査		統制実績による賃借権設定等	B／A	C／B
	購入 A	借入 B	C		
	ha	ha	ha	%	%
全　国	34,896	15,866	6,182	45.5	39.0
北海道	24,354	4,822	1,992	19.8	41.3
都府県	10,542	11,044	4,190	104.8	38.0
東　北	2,717	2,228	1,198	82.0	53.8
北　陸	1,146	1,966	281	171.6	14.3
関　東	1,002	1,221	596	121.9	48.8
東　山	314	546	184	173.9	33.7
東　海	474	546	226	115.2	41.4
近　畿	809	790	225	97.7	28.5
中　国	725	880	423	121.4	48.1
四　国	429	590	264	137.5	44.7
九　州	2,926	2,277	793	77.8	34.8

（注）　農業調査は昭和48年1月調査，統制実績は昭和47年。

められている。それから農業委員会のあっせん事業とか農地保有合理化促進事業といった面での予算措置が講ぜられている。このような措置と、賃貸等による農地移動の増加傾向との関連を、実態面でどうとらえるのか、農地法45年改正をどう評価するかという観点から実態を考えてみたいと思うのである。

政策努力のもとでの賃貸借　いくつかの実態調査報告を我々はもっている。例えば山形県東置賜郡高畠町での調査（大木麗子＝農林省東北農政局・農地賃貸借推進特別調査・昭和47年11月）によれば、農地保有合理化法人たる山形県農地管理公社が、高畠町農業委員会のあっせん事業によって、賃貸借による農地流動の方向づけに介入する努力

がなされており、かなり上層への土地集中に役だっているようである。表2がそれである。この表でBとして掲げた農業委員会調査は、農業委員会のあっせんのうち農地管理公社が介入したもの、つまり保有合理化促進事業にのったものだけである。従って、この貸借は、公社から10年分の小作料一括前払いを賃貸人が受けたものを意味する。

もう1つ施策が役だっていると思われる例をあげる。鹿児島県が県単事業でやっている「企業農場団地創設事業」というのがある。この事業は各作目にわたり、既存の諸事業の上に、農地移動適正化あっせんと農地保有合理化促進事業によって農用地の集団化を重ねるところに特色がある。その奨励金として県は売却農家に4万円（未こん地2万円）、10年以上貸付協力農家に2万円を交付している。後者の10年以上貸付けには小作料一括前払いがついていることはいうまでもない。こうした県単施策のもとでの実態については、大隅の有明町での調査（田代洋一＝農林省九州農政局・農地賃貸借推進特別調査・昭和47年12月）がある。有明町野神地区の肥育牛経営が対象である。

ここでは、8戸の農家が1戸当たり飼料畑3ha、肥育牛80頭をめざして土地集中を敢行していくわけであるが、そのためには16戸の貸付農家、14戸の売却農家、7戸の交換農家、計37戸の「協力農家」が登場するほか、この8戸どうしの間でも貸借が行なわれている。面積でいえば、8戸2,050アール（昭和45年）の経営耕地を3,237アールに拡大し、かつ集団化するのに、購入731、売却264、借入1,034、貸付421アールの移動が必要であったようである。そしてこの売買・貸借のすべてに鹿児島県開発公社（農地保有合理化法人）が介在し、公社に売り（貸し）、公社から買う（借りる）という形をとった。この地域は均分相続制下にあるという特殊な事情も考えなければならないが、ともかくこうしたことを可能としたのは関係施策の存在だといってよい。存在する政策に対して、農家がこれに立脚しこれを活用したといった方が正しいかもしれない。田代氏の報告を引用しておこう。

表2　山形県高畠町の賃貸借事例

A. 大木調査による農業委員会あっせん賃貸借の実績

		0.5ha未満	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～3	3ha以上	計
農家総数		778	853	792	624	532	68	3,647
(%)		(21)	(23)	(22)	(17)	(15)	(2)	(100)
貸付農家	前	2	4	5	3	1	4	19
	後	11	3	1	−	2	2	19
借入農家	前	−	−	5	9	12	4	30
	後	−	−	4	6	9	11	30

（注）　農家総数は昭和45年センサス。貸付農家，借入農家の数は昭和46年2月～47年5月の間において，農業委員会のあっせんによって賃借権設定のあった関係農家の賃借前後の戸数を示す。

B. 農業委員会調査による農地保有合理化促進事業実績

		0.5ha未満	0.5～1	1～1.5	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3ha以上	計
売買	渡人	11	24	21	8	8	5	2	79
	受人	−	2	23	24	17	10	3	79
貸借	貸人	−	6	1	6	2	−	−	15
	借人	−	1	5	3	3	2	1	15

（注）　昭和45～48年度の累計。いずれも移動前の経営規模別件数である。但し，昭和48年度は同年11月1日まで。全国農地保有合理化協会「現地からの報告－山形県高畠町の場合」35頁による。

「かくして当初の9戸の農家〔1戸は脱落する〕が、団地枠内（それだけが奨励金の対象）で、自分の拠点地の周りに土地を有する農家に個別に土地の提供を要請することになる。もちろん推進者側の職員が間に入ったりして献身的な側面援助をするわけであるが、誰の土地が適当か、誰なら自分に協力してくれるか、ということを一番よく知り抜いているのは農家自身で、結局は相対の交渉となるわけである。交渉は≪まず売ってくれ、だめなら交換してくれ、それでもだめなら貸してくれ≫という順序で進めたという話である。協力農家に土地を手放す意志が一応あったとしても、その土地を欲する参加農家との間にスムーズに話が進むとは限らない。土地には人間関係がとくに濃

くまつわるからである。その場合には、別の参加農家あるいは協力農家が間に入って土地をたらい回しすることになる。かくして1件で済むはずの土地移動が実際には二重・三重の取引きをひきおこすわけであるが……」（九州農政局前掲書・34頁）。

そうでない賃貸借　愛知県一宮市の調査（倉田貞・大原興太郎＝農林省東海農政局・農地賃貸借推進特別調査・昭和47年11月）によれば、調査地区の賃借権設定許可のほとんどすべては農地の所有権取得の資格をうるための方便であって、現実には農地は移動していないという。「賃借権の設定が農業経営の規模拡大につながっている事例をほとんど見出すことができない」（東海農政局前掲書・27頁）と報告されている。表3は農業委員会の許可実績全18件の内容である。ここでは、一方において、かなりのヤミ小作が行われているし、農業技術信託クラブが結成されて水田の作業請負も発生している。「農地法の一部が改正されたにもかかわらず、なお適法な賃貸借が敬遠されるのはいつでも自由に取上げることができないようになることを恐れるからである（例えば土地を財産として保有しているこの地区の人々には10年の期間は長すぎる）」（同前83頁）。

表3　愛知県一宮市における賃借権設定の内容（昭和46年）

許可件数番号	賃借権設定面積 (1)	賃借人の経営面積 申請時 (2)	賃借人の経営面積 (1)+(2)	賃貸人経営面積	備考
1	26 a	26 a	52 a	38 a	田7a購入のため兄から借入の擬装申請
2	15	4	51	51	経営地5aのうち1aが父の名義であり，その贈与受のため近隣6戸より借入の擬装申請
3	10			40	
4	7			39	
5	6			38	
6	2			30	
7	7			59	
8	54	0	54	57	第3者との田交換のため擬装申請
9	6	0	54	23	6a野菜畑の換地登記洩れを確定するため近隣2戸より借入の擬装申請
10	21			51	
11	27			45	
12	45	6	51	60	
13	9	45	54	22	
14	37	20	57	127	
15	13	40	53	23	
16	20	30	50	86	
17	6	26	32	32	
18	22	26	48	32	

（注）「個別調査をしなかった案件〔No. 12以下〕についても賃借人の経営面積に賃借権設定の面積を加えた面積が〔下限面積たる〕50aになっていることからすれば，単に資格を得るための賃借権の設定であったという推計は十分成り立つように思われる」（本文の倉田報告書39頁。なお本表は同報告書から作成したもの）。

ここ数年増加しつつある賃貸借のすべてがこんな例ばかりというわけではない。青森県津軽郡平賀町の調査（河相一成＝農林省東北農政局・農地賃貸借推進特別調査・昭和47年11月）によれば、昭和44～47年の4年間の賃貸借農家の階層別戸数は表4のとおりである。貸人は全階層的に発生しているが、借人は5反未満に7割近くが集中している。河相報告によれば、その事情は次のとおりである。「同町の新規学卒者の多くは、最初、関東方面に就職するが、数年後には同町に還流し、同町および同町からの通勤圏（弘前市・黒石市など）に再就職する例が多い。……同町役場での説明によるとそういう事情である。そして、還流してきた青年に分家をさせ、その分家したものが親せきから農地を借りたり、あるいは、娘の婚家先に農地を貸す、という例がかなり多い。こういうことから、借入農家が貸付農家よりも零細で、しかも、同町全体からみても極零細層に集中するという結果になる。従って、このような賃借権の

表4　青森県平賀町の賃貸借事例
—当事者の経営規模別戸数—
（昭和44～47年）

	5反未満	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2～3町	3～5町	計
貸人	7	14	14	17	12	2	66
借人	44	7	7	3	2	1	64

（注）　本文河相報告書17頁による。借農家2戸の階層が不明のため計は一致しない。

設定は、飯米確保を安定させるとともに、できれば若干の米販売代金を入手して生活安定の一つの要素にする、という性格とみることができよう。また、次の条件も、近代的な自立経営を志向することの可能性を封じている。すなわち、さきにみた賃借権設定の契約期間の多くが3～5年という短期であることである。これは、長期にわたる賃貸契約では耕作権が発生して返還要求を出すことが非常に困難になるという貸付農家の懸念が強いことに起因する。こういうことから、親せきを中心に賃貸契約を結ぶということが多くなるのである」（東北農政局前掲書20頁）。

農林省の業務統計（農林省構造改善局農政課「農地の移動（農地移動実態調査結果）」）において、50アール未満層の借受超とその面積ウエイトが3～5割に達することも、こういった背景から説明することができる。

事実上の賃貸借　最初に表1でみたように、正規の賃貸借以外に、かなりの事実上の貸借が行われている。農林省統計情報部の「農業生産組織類型区分」（昭和47年）のなかにも「農業経営受託」という概念があって、この「経営受託」は生産組織つまり2戸以上の農家が一定の協定のもとに結合して生産集団をつくっている場合の一類型としてでてきているのであるが、いわゆる「請負耕作」といわれているなかでは、個別相対の型の「経営受託」がかなり重要である。

個別相対型　有名な例として石川県の竹本さんの場合がある。最近、竹本さんの自著が出版された（竹本平一「大型稲作に賭ける」・富民協会・昭和49年10月刊）。彼は次のように主張する。「私は規模拡大をめざす者は……耕作権の強さだけを主張する態度をすてて、地主の理解を得ることを鉄則とすべきだ……腹の底から誠意をもって、地主にいつでも農地を返す保証を行うことこそ、規模拡大の大原則なのである」（同書64頁。なお農政調査委員会「農」№136～37頁参照）。そして契約は「1年かぎり」であり、年によっては「農地返納」もありうる。竹本さんの場合、昭和40年の第1号13アールの請負から、昭和49年の8.7ヘクタール（自作地とあわせて経営面積13.4ヘクタール）にいたるまでに「返還もあるが増加する面積の方が多いので、結果的に毎年増加」させている。

個別相対型の請負耕作については、早くから新潟県蒲原平野が注目されていた。この事例についてはあとで伊藤喜雄氏の報告があるので省略したい。竹本さんの例でも伊藤報告なよる白根の場合でも、請負耕作とはいえ、事実上の賃貸借とみるべきである。しかし、そこに到るまでの中間型ともいうべきものもある。福島県白河で25haの請負が行われており、主要な機械作業は全部請負うが、水の管理とか追肥等は委託者の判断に残されており、したがって収穫物は委託者に帰属する例がある。これを小作あるいは事実上の賃貸借とはどうもいいにくい。これから全国各地のご報告があるわけだが、「事実上の賃貸借」であるのかないのか、ないとすればどういう差があるのか、そして、そういう形をとらしめている根拠はなにか、そして、どこへ落ちつくのか、ということを明らかにしていきたいと考える。

集団管理型　個別相対型に対して集団管理型という区分をしなければならないような実態がたしかにある。そしてこの集団形成には媒体がある。多くの場合そこには農協がかんでいる。45年農地法改正は農協の経営受託事業を認めた。しかしそれは農協の直営を認めたのであって、農協の再委託を認めてはいない。つまり、農協が経営主体であり、したがって経営の危険負担と収穫物の所有権はあくまでも農協に帰属し、委託者は事業純収益の配分を受けとるだけである。

しかしながら、農協が本来的な直営を実施でき

るかというと、これはそう簡単なことではない。実態は委託者の属地的グループのなかからオペレーターが選出され、事実上の再委託に、そしてオペレーターグループの委託事業の形に推移する傾向をもっている。農協資本による大型機械導入と部落総ぐるみの生産組織という形でひとまず対応しあい、それらがしだいに集団的個別請負の方に移行していくように見える。そこに、事実上の賃貸借の形成をみるのである。

事例としては、佐賀県烏栖基山農協、同県三日月村農協、福井県鯖江農協、愛知県安城市農協というように、最近の調査事例を我々は多くもっている。後刻、夫々の調査者から報告が予定されているのでデータを紹介するのは省略したい。

問題の1・2類型区分　まずこうした(1)相対請負型、(2)集団管理型の2つのタイプに分かれてくる基本的要因はなんであるか、という問題がある。いわば新しい賃貸借の発生と成立の基本的条件はなにか、ということである。いうまでもなく、その基底には、農民層の分解の進展ということがよこたわっていると思われる。その分解の指標がなんであり、また分解を促進させる外部要因がなんであるのか、そしてまたそのメカニズムをどう把握するか、という問題につきあたらざるをえないのである。

すでに述べたように、外部から、従来の個別経営のワクにはまらないような大型技術が導入され、それに集団の形で対応していくのであるが、そうしたプロセス下に分解が強行的に展開されてくるといった事例、一方では、個別経営が請負耕作の形で経営土地の大規模な集中を行っていく事例。当面、この2つのタイプを究明してみたいと思うのである。

問題の2・小作料の水準　従来から、いわゆる請負耕作については、多数の契約形態があって、果してこれが賃貸借とみていいのか、あるいは地代部分をどう把握すべきか不分明なものも少なからずあったと思う。しかし最近では、大型機械による作業体系の成熟過程を通して、こうした動向の上に展開されつつある請負は、事実上の賃貸借とみてよいし、意識的に地代部分を問題にすることができるようになってきたと思う。

そうだとすると、小作料なり地代水準というものを無視することはできない。その正確な把握は不可欠の調査項目といえる。さきに引用した石川の竹本さんの本、あれは非常に興味ある本だが、ただ1つ書いてないことがある。小作料の額のことが。現物らしいことは解るが何俵だか書いてない。

新潟白根に関する伊藤報告によると、従前5俵水準だったのが今は3俵に低下しているとのことである。5俵なり3俵というものは何を意味するか、低下したのはいかなる事情に基づくのか、このへんのことは極めて重要だと考える。同じく請負における小作料水準の低下という傾向が広島県の調査にも出てくる。事実上の賃貸借市場における借手市場への移行ということに、そこに成立してくる小作料水準のもつ意味、こういったことをぬきにしては問題に接近することはできない。

問題の3・耕作権のありかた　請負耕作の期間契約は大部分が「年ぎめ」である。いつでも返すというやり方である。石川県の竹本さんの場合がその好例であろう。そのことによって耕作権を発生させないことで「地主さんたちを安心させ、結果的には、支障さえなければそのまま契約は毎年更新され」契約は安定する、というのである。

広島県千代田町の調査（小野茂樹＝農林省中四国農政局・農地賃貸借推進特別調査・昭和47年11月）によれば、竹本さんの場合とはちがって、ここでは5haを4人から借入れているM農家は、10aあたり平均収量3石に対して1石の支払小作料を今後引下げ可能と見込み「小作料額を定着させない

表5　離作補償状況別賃貸借の解約等許可の件数割合

〔昭和45年〕

単位：%

	耕作目的					潰廃目的				
	総数	貸付地一部無償譲渡	代替地貸付	離作料支払その他	補償なし	総数	貸付地一部無償譲渡	代替地貸付	離作料支払その他	補償なし
全国	100	8	1	19	72	100	5	2	63	30
北海道	100	1	0	5	94	100	1	−	43	56
東北	100	20	1	19	60	100	18	2	63	17
関東	100	2	1	14	83	100	2	2	52	44
北陸	100	5	2	13	80	100	2	2	70	26
東山	100	13	1	15	71	100	23	3	50	24
東海	100	14	1	15	70	100	3	1	70	26
近畿	100	12	4	45	39	100	5	2	74	19
中国	100	8	1	15	76	100	8	3	62	27
四国	100	15	2	42	41	100	12	1	77	10
九州	100	4	1	25	70	100	5	2	68	25

（注）　農林省農地局農地課「農地の移動－昭和45年－」117頁による。

ため」期間を1年としたと報告されている。「地主側からの耕作権にからんでの要求によるものではない」というのである。

こういう事情が現実にどうなっているかということは重要な問題である。従来から、農地法の統制がきびしすぎるからヤミの賃貸や請負が発生したといわれてきた。しからばその場での耕作権は現実の農民にどう意識されているかということをつめてみる必要がある。農民に面接して聞きとるほかはないのであるが。

元来、耕作権というのは小作農対地主の関係である。農民と非農民との間で問題となる権利関係を、農民相互間にももちこんだということは農地法の画一的形式主義のへい害といえないだろうか。

問題の4・離作補償　耕作権のありかたを示す指標のひとつとして、離作補償それから有益費の償還という現象をとりあげてみたいと思う。

農林省の「農地移動実態調査」によると、賃貸借の解約のうち離作補償状況別にみた件数が調査されている。割合を計算してみたのが表5で、このうちなんらかの形で離作補償をしたものの割合を、耕作目的と潰廃目的との関連でグラフにおとしてみたのが図1である。全国で耕作目的の場合28%、潰廃目的の場合70%が、なんらかの形で離作補償を行っている。耕作目的では近畿と四国が高く、転用の場合でも北海道と関東がかなり低くなっている。

図1　離作補償割合

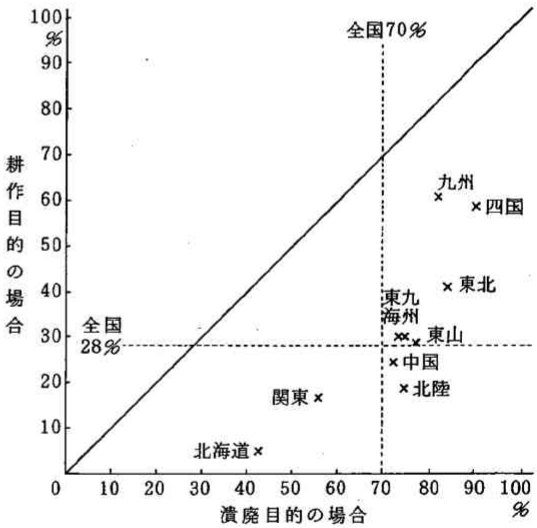

ここでとりあげる問題は、第1に、耕作目的と転用目的とでなぜ離作補償の出現率がちがってくるのか、という点である。第2に、耕作目的の場合の離作補償が、なぜ地域によってその出現率がちがってくるのか、ということである。このへんに耕作権のありかたを考えるひとつの材料があると思う。

離作補償のなかに、有益費の償還という思想があるのかないのか、この点も問題であるが、今のところ調査例の蓄積がない。

一方、離作補償というものは、耕作権の財産権化の対価とみられる。耕作権価格概念というものを、一時、農林省でも考えたことがある（昭和25年ポツダム政令の地価の考え方がそれである）。また農業会議所の調査も以前にはあった。耕作権が対価をもつこと、それじたい大きな議論のテーマとなるだろう。また、それはそれとして、現実に発生している離作補償も、残存小作地とそうでないものとではちがうことに注意する必要がある。同じ小作地でも、戦前からのものと、農地改革後に設定された賃貸借とでは区別して考えねばなるまい。それから許可をうけた正規の小作地とそうでないものとも区別してみる必要がある。データは極めて少ない。今後、実態調査の積み重ねをして検討することがどうしても必要である。

以上をもって問題提起としたい。

＊　　＊

議長　事実関係はあとにして、問題意識として欠けている点がないかどうかご意見ありませんか。……それでは一応今の問題提起を受けとめた上で、討論の場でいっそう深めていくことにしたいと思います。それでは、さっそく実態面のご報告をお願いします。

2. 北海道および鹿児島の形態

梶井　功

自作地売買型　表1で示されるように、北海道での農地移動の主流は自作地売買である。鹿児島でも自作地売買が、かなり主流になっている。この両地域について共通していることはなにかというと、まだ農地の価格が農地価格である点、つまり農地の価格が土地価格化していない、農業収益の範囲で農地の価格が成立しているという点である。この点が日本全域の他の地域と決定的にちがう点だと思う。もうひとつ、このこととウラハラになると考えられるが、農村における「兼業滞留」という条件がないという点も他の地域と決定的にちがう点だといえる。

最近の調査によると、北海道でも賃貸借が発生しはじめていると聞いている。それがいかなる事情に基づくのか、今後の調査にまたなければならない。しかしそれはそれとして現状における北海道の型について、代表的事例を掲げてみよう。

北海道士幌町の場合　表6に示した調査（千葉燎郎＝農林省農政課・昭和48年度・農業構造改善基礎調査・昭和49年3月）がそれである。この有名な町は、農業構造改善に関するあらゆる政策を町をあげて熱心にとりくんできたところであるが、昭和40年代になってから、十勝平野の一般的動向と一致するのだが、豆作から根菜作物（馬鈴薯・てん菜）へ、そして酪農化にともなう牧草地の増大といった方向をたどり、とくにこの間に大型機械の導入と大量の離農が発生してきている。

この離農にともなう土地問題の処理について、町・農業委員会・農協が一致協力して、農地等適

表6　北海道河東郡士幌町の集落調査事例

(1)　昭和44～48年間における耕地面積規模の変化

	10ha未満	10～15	15～20	20～25	25～30	30ha以上	計
昭和44年農家戸数	8	21	16	4	－	－	49
同上農家の4年間の動態	－	－	－	－	－	－	－
離農	6	7	1	－	－	－	14
階層下降	－	1	－	－	－	－	1
同一階層	－	1	－	－	－	－	1
階層上昇	2	12	15	4	－	－	33
15～20ha へ	1	5	－	－	－	－	6
20～25ha へ	1	6	10	－	－	－	17
25～30ha へ	－	1	3	4	－	－	8
30ha以上へ	－	－	2	－	－	－	2
昭和48年農家戸数	1	1	6	17	8	2	35

（注）　本文千葉報告書26頁以下による。(2)，(3)も同じ。

(2)　うちD部落の戸別動態　　単位：ha

昭40経営規模序列	昭40経営耕地面積	昭40～44年耕地増加		昭44経営耕地面積	昭和44～48年耕地増加				昭48経営耕地面積
		買入	借地		交換分合増	買入	開畑	借地	
1	13.6	3.2	－	16.8	9.4	3.6	4.9	－	34.7
2	13.6	－	－	13.6	7.1	1.9	－	－	22.6
3	13.4	－	－	13.4	3.7	2.8	－	－	19.9
4	13.2	－	－	13.2	離農				－
5	12.2	－	－	12.2	離農				－
6	11.7	－	－	11.7	5.7	2.5	2.5	－	22.4
7	11.6	－	－	11.6	離農				－
8	11.3	－	－	11.3	離農				－
9	10.1	5.5	－	15.6	8.7	2.1	－	2.5	28.9
10	9.2	4.5	－	13.7	7.4	4.6	2.4	－	28.1
11	7.1	－	－	7.1	離農				－
計	127.0	13.2	－	140.2	42.0	17.5	9.8	2.5	156.6
(平均)	11.5			12.7					26.1

（注）　・離農5戸の耕地処分方法は不明である。昭和48年の6戸のみの耕地面積は，昭和40年71.6ha（11.9），同44年84.8（平均14.1）である。
・No.9の借地2.5haは弟から。
・昭和44年にトラクター利用組合が結成された際，4戸が営農継続意思なく不参加。ついで全村的交換分合事業の展開のなかで1戸を加え，5戸が離農し，合計55.4haの土地供給が発生した。

(3)　うちE部落の戸別動態　　単位：ha

昭40経営規模序列	昭40経営耕地面積	昭40～44年耕地の増加		昭44経営耕地面積	昭44～48年耕地増加				昭48経営耕地面積
		買入	借地		交換分合増	買入	開畑	借地	
1	17.4	－	－	17.4	－	－	3.3	－	20.7
2	16.9	－	－	16.9	－	0.2	2.3	3.5(公社,町)	22.9
3	16.2	4.0	2.3	22.5	－	1.8	－	1.5(公社)	25.8
4	13.7	4.2	－	17.9	－	4.6	－	4.7(他部落)	27.2
5	10.5	9.4	－	19.9	－	3.5	－	1.2(農協)	24.6
6	9.6	4.9	－	14.5	－	5.0	－	－	19.5
7	9.4	－	－	9.4	－	2.7	－	7.0(農協)	19.1
8	8.0	2.5	－	10.5	2.5	5.8	－	－	18.8
9	7.8	7.7	－	15.5	6.5	5.1	－	3.0(農委)	30.1
計	109.5	32.7	2.3	144.5	9.0	28.7	5.6	20.9	208.7
	12.2			16.1					23.2

（注）　・ここでは離農は早い時期に発生した（43年以前のことは不詳）という。
・「買入」のうち，農協を経由して譲渡されたものがかなりある。農協が離農あと地処理に直接参加しているとみられる。離農者から取得者への権利関係の変動及び対価関係その他の事情はわからない。

正移動対策（これについてもいくつかの実態調査と報告がある）そしてまた農地保有合理化促進事業（農協が事業主体の資格をとった）にとりくみ、とくに農地取得資金の不足に対して町単独事業として「農用地拡大資金利子補助事業」の予算計上をしているほか、農協独自（補助金の有無にかかわらず）で農業機械貸付事業共同利用集団を対象に大型機械のリース〔元金＋5.5％利子額を貸付期間7年で除したのが年間貸付料，期間満了時に無償譲渡〕を実施している。

さて、この千葉報告は調査7集落49戸のここ4年間の動きをみている。表6の(1)のように、3割近い農家が離農し、残った農家は飛やく的に規模拡大を行っている。そのなかのD、E部落だけをぬき出してみたのが続く(2)、(3)の表である。

ここで注意すべきことは、離農農家の耕作地の方向づけに行政が強く介入しており、残存農家を20～25haの規模へ集中させ平準化しようとする意図がはたらいていることである。上層がより大きくなることよりも中以下層をそこまで引き上げようとする意図が強く働いている。そしてまた、このプロセスは、「実際には拡大となってあらわれた土地の3ないし4倍にものぼる面積」の参加のもとでの広汎な交換分合を背後にもっているようである。だから「買いたくともどうしても買えない人とか、あるいは売る場合にも親戚に売りたくても売れない」という規制のもとで土地動員が行われた。しかしこの調査で、離農者の土地処分のあり方があまり追せきされていないのは残念である。

また、離農者の離農原因のほとんどが後継者がいないことである。D部落を例にとると離農者5戸の経営主年令は平均52.4才、残存農家6戸のそれは47.5才である。そして離農者の子供は女だけとか、男子でも都会へ出てしまった形であり、このあたり、北海道畑作のきびしさ、西ヨーロッ

パの大量脱農を思い出させるほどの形態といえよう。

またE部落でかなりの賃貸借が出てくる（増加面積の33％）。(3)表の「借地」欄のカッコ内は貸付者を示したものであるが、「その土地がいかに調達されたものであるかについては詳しく知ることができないが、公社（北海道農業開発公社）・農協などの農地保有合理化法人としての活動の中で、売却相手が決まるまでの一時的貸借であるとか、あるいは農協事業のために調達した用地の一時的貸付けなど様々である」（同報告書36頁）。一般に「借地形態は士幌では土地移動において極く副次的な位置を占めるにすぎなく、しかも多くは正規の賃貸借契約によるものではなく、口頭での取りきめに従っていて、借地料も10ａ当３～4,000円程度である。」（同前35頁）。

ここでの大型機械の導入は、共同利用組合による集団利用であるが、複雑な形をとっている。D部落は残った６戸が全戸で加入。E部落では、No.２、５、６の３戸でトラクター等を、全９戸でビート・ハーベスターを、別にNo.３、８、９の３戸でウイセントを、No.４、７と他部落１戸の３戸でウイセントを、No.５と９がビーンハーベスターを導入している。こうした最近の畑作大型機械の導入は、当然のことながら作付体系と農作業体系を変えていく。とはいえ、それは完成されたものではなく、今後労力問題、無畜化にともなう地力問題とのからみでどう発展していくか。そこには経営じたいの再分化も考えられないでもない。一般に技術変革が階層変動に起動力になりうるかどうか、今後の動きを注目したい。

鹿児島県畑作地帯の場合　さきに問題提起のときに援用した鹿児島県有明町に関する田代氏の調査（農林省・農地賃貸借推進特別調査）が最近の実例なのであるが、田代氏が同報告書の巻頭に掲げまた終始追い求めた問題意識は、鹿児島畑作地帯の均分相続慣行を消失せしめるような動きがあるのかないのか、いいかえれば低い生産力のもとでの零細農家群の再生産と停滞農業を克服するような条件がでてきているかどうか、という点にあったと思う。

この問題意識は、石黒・川口・窪谷「鹿児島農業の諸問題」（農業総合研究所・昭和41年３月刊）に源を発している。ここでの均分相続の基礎的形態について石黒氏は次のように定式化する。「一農家に息子が数名居る場合には、まず長男が結婚年令に達して世帯を持つと応分の耕地と住宅をもって分家する。次いで次の男子が同じく世帯を持つと同様にして分家する。等々。そして、最終的には、経営主であった父母はその耕地の大部分を分家である息子達に分与して『隠居分』とも云われる若干の自給的な耕地部分を持って『隠居屋』に移って『隠居』し、多くの場合最後に耕地の分与を受け従来の本屋を引継いだ末子夫婦がその面倒を見る」（同書 136 頁）。そして同じく川口氏は、「農家経営再生産のモデル」として図２を画く。

図２　鹿児島県農家の農家経営再生産モデル

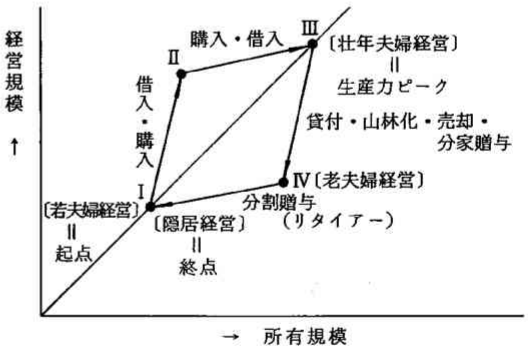

賃労働農家……若夫婦農家
↓
商品生産農家……（拡大面）壮年夫婦農家
（縮小面）分解準備中の直系家族
↓
半商品生産農家……中年夫婦農家
↓
極　貧　農……老夫婦・母子農家

（注）石黒・川口・窪谷「鹿児島農業の諸問題」248頁。

鹿児島の農家は農家として連続性がなく、1代かぎりで終る。20才代で分家して一生けんめいかせいで土地を買い足し、40才位までに1町歩ぐらいになる。それから子供を1人1人分家させてまた小さくなって、最後に隠居して末子に相続させる。このくりかえしである。60才位になってろくに働けなくなりつつある老人専業農家の広汎な存在が農地供給源となり、若い分家が農地需要層となる。

1代かぎりのライフ・サイクルは、相続が起点でありまた終点となるわけであるが、その間に零細地片の買い足し、そして切り売りが常につきまとっているのである。だが現実には、農家子弟の多数は、古くから県外流出の形をとり、そしてそれらの多くが帰村しないために潜在的な農地分与を受ける権利が事実上消めつするようである。このことから石黒氏は、地元に他産業を欠く鹿児島の場合、「このような農家人口の農外流出が鹿児島県における農家増＝経営分割をより以上の極端な細分化に結果させない条件であったと云えようし、その意味で均分的相続慣行を維持させた条件の一つであったと云えよう」と述べている。

石黒氏は畑作農業における耕地分割に抵抗が少なく、水田農業における土地のもつ「家屋」的性格を稀薄ならしめている根拠として、「数代にわたる『家』の過去労働」の蓄積が小さいことを挙げている（同書151頁）。

この問題について、これ以上たちいることはしないが、鹿児島における農地移動率の高さとはげしい流動にもかかわらず、農業は全体として停滞してきたことの根源をここにみることができると思われる。

北海道と鹿児島の差　北海道の挙家離農のはげしい展開と、残留農家の飛やく的な規模拡大に対して、鹿児島は出稼なり県外流出をともないつつ均分相続慣行下に農家再生産サイクルが形成され、それにともなう切り売り、買い足しが広汎に発生している。畑作農業であっても同じではない。

しかし、畑だからといって、あるいは農村の歴史の新しい新開地だからといって、また均分相続慣行という特殊条件だからといって、北海道や鹿児島を例外視するわけにはゆかないだろう。

☆　　☆

議長　ご質問がありましたらどうぞ。……鹿児島の企業農場創設事業というのはなにか、説明して下さい。

事務局　鹿児島県では、構造政策に関連して2つの県単事業が行われている。第1が農用地造成供給事業、第2が企業農場団地創設事業である。

農用地造成供給事業は、一名「建売事業」とも呼ばれているが、国の農地保有合理化促進事業に先立ち、昭和44年度から県単事業として開始されたものである。本県では比較的狭少な地域に開発可能地が多く、国の補助対象にとりあげられないという問題があり、また農家個々では土地取得・開発を実施することは非常に困難であるので、鹿児島県開発公社を新設（昭和43年6月）し、この事業を担当させることとなった。事業の内容は、公社が3ha以上の適地を選定・買収し、農政の方向に従い主幹作目を選択し、農地造成のうえ規模拡大志向農家を公募しこれに売渡しするというものである。県からは、土地買収資金の金利の一部と工事費の50%以内を補助することとしていたが、昭和46年1月に農地保有合理化法人の指定を受け、土地の買収・売渡は農地保有合理化促進事業に切りかえられている。昭和44～48年間の事業実績は表7のとおりである。

企業農場団地創設事業は「規模の大きい生産性の高い企業農家を集団的に育成するため、農用地の集団化、土地基盤の整備、経営近代化施設等の導入および就業構造の改善等の改善策を総合的に

表7　鹿児島県・農用地造成供給事業実績

年度	地区数	面積	10a売却価格	買受農家	1戸当面積	事業費	補助金
		ha	千円	戸	ha	百万円	百万円
44	5	63	136	48	1.3	123	38
45	9	72	149	53	1.4	145	39
46	6	53	156	48	1.1	128	47
47	12	85	165	56	1.5	192	52
48	8	45	219	35	1.3	141	43
計	40	317	平均 165	240	平均 1.3	731	219

（作目別地区数）

年度	茶	みかん	ぽんかん	飼料	野菜	桑	たばこ	計
44	1	2	−	1	−	1	−	5
45	2	2	4	−	−	1	−	9
46	4	−	−	−	1	1	−	6
47	4	3	−	−	3	1	1	12
48	2	−	1	1	1	3	−	8
計	13	7	5	2	5	7	1	40

（注）　鹿児島県構造対策課の資料による。

表8　鹿児島県・企業農場団地創設事業

(1)　団地の規模と計画

作目	団地規模	企業農場数	計画	
			団地数	着手市町村
施設やさい	5 ha	10	15	大崎，高尾根，阿久根，財部，宮之城，東串良
茶	30	10	10	知覧，入来
果樹	30	10	5	吹上，串木野
養蚕	30	7	10	国分
さとうきび	30	5	4	喜界
肥育牛	30（800頭）	10	11	有明
乳用牛	25（200頭）	5	5	鹿屋

(2)　農地集団化実績

年度	市町村	団地	参加農家数	団地面積	団地面積内訳			農用地集団化寄与奨励金
					自作地	買収	借地	
			戸	ha	ha	ha	ha	千円
46	3	3	26	57.5	22.9	19.8	11.9	10,317
47	5	5	52	84.1	24.5	29.0	8.9	12,996
48	6	6	46	80.9	29.1	21.1	22.9	10,866
計	14	14	124	222.5	76.5	70.0	43.7	34,180

（注）　同前。

推進し、一定規模の作目団地に個別経営からなる協業組織によって企業農場の集団を育成する」ことを主旨として、昭和47年度から発足した事業である。

ここで「企業農場」といっているのは、おおむね年間所得300万円以上で、資本収益10%以上をあげうる経営が考えられており、「団地」というのは、このような企業農場が5〜10戸集団をなして立地しスケールメリットをあげうるような一定の土地区画を意味している。

この場合の特色というのは、土地基盤整備なり作目別の施設導入等の個々の事業は、既存の補助事業にほかならないが、これらを総合的に組み合せ、農地の集団化事業で総括する形をとっている点にある。この集団化も農地移動適正化あっせん事業なり農地保有合理化促進事業にのるものではあるが、そのほかに「農地集団化寄与奨励金」として、10aあたり売却には4万円（未こん地の場合2万円）、貸付には2万円（未こん地1万円）を提供者に交付するという県単の助成措置を伴なっている。

団地のスケール及び46年度以降の実績は表8のとおりである。

有明町に関する田代報告は、この施策とくに集団化奨励金について次のような評価をしている。すなわち、1代かぎりのライフサイクルを前提として実態を考えるならば、「ここにおいて集団化奨励金は、実は相続奨励金なのである。また〔農地の〕純販売の過半は、老人世帯の離農過程において発生しているものであり、貸付から売却への転換を含むものとはいえ、集団化奨励金は離農奨励金としての性格を分有するものと考えられる。そして販売の圧倒的な部分は交換によって占められているわけであるが、ここにおいて奨励金は、文字通り交換分合奨励金にほかならない。潜在的に発生しつつある土地流動化を一定方向に誘導するというのではなく、潜在的な土地提供要因の形成のいかんにかかわらず集団化を強行しようとするのであれば交換分合という形をとらざるをえないわけで、その場合には本来双方にとってプラスであるべき交換分合にさえ補償を支払わざるをえないのである。…… この集団化政策には二つの側面がある。ひとつは農地の流動化の促進であり、もうひとつはさらにそれを特定農家の集団化の方

向に誘導することである。政策上の『無理』は主として後者にかかわる。奨励金という政策、そしてそれに対する公社、血縁二重保証貸付と交換分合という農民の対処も、この『無理』の克服策なのである。そしてそこには部落、地域ぐるみの協力体制が不可欠である」（田代前掲報告，61～63頁）。

3. 庄内と静岡との対比

石黒　重明

報告資料

- 静岡県磐田郡豊田村：関東農政局・農地賃貸借推進特別調査報告書・昭和47年9月
- 山形県酒田市（旧中平田村中野新田地区）：農林省構造改善局農政部農政課・昭和48年度・農業構造改善基礎調査報告書・昭和49年3月

両地域の差異 ― A. 環境　環境といってもここでは2つの視点から考えている。第1は農外就業の条件であり、第2は農外土地需要の強度である。

静岡県の豊田村は、浜松市と磐田市にはさまれ、どちらにもバスで10～15分の位置にある。そして新幹線・東海道線・国道1号線・東名高速道路が村のなかを貫通している。両市の工業発展にともない、農家の安定的兼業が広く成立していて、例えば私の調査した集落では、30才未満で農業に従事している男子がない。それだけではなく、浜松市と磐田市とのベッドタウン化の傾向があり、昭和40年以降、流入人口が増加し、とくに30年代の働きざかりと5才未満の子供の人口が増えてきている。つまり、住宅用地としての土地需要が大きくなってきている。地価は坪1万5千円、条件が良いと3万円という地価水準ができ上っている。

これに対し山形県酒田市の場合は、若い労働力がかなり農業にとどまっており、兼業の形態はほとんど農閑期就業である。ただしここは出稼ではない。酒田市はしだいに市域を広げてはいるが、調査集落には宅地需要は直接はいってきていない。地価はおよそ反当100万円の水準である。

両地域の差異 ― B. 農家構成　庄内・酒田市の経営耕地規模別農家構成の特性は、なんといっても3ha以上の大規模経営が層として厳存していることであって、これに対して静岡・豊田村では0.5～1.5haの、いわば1ha前後の中規模層が多数を占めている。そしてこのことが夫々の地域の農業構造のイメージを決定しているといってよい。それからいうまでもないことであるが、酒田市は、なんといっても米どころであるのに対し、豊田村は野菜が第1位を占める集約農業の地域である。表9のA、Bは以上のことを示し、Cは農地移動の形態を示すものである。自作地売買が支配的な酒田市に対して、豊田村では賃貸借の比重がかなり大きい（豊田村の調査にひかれたのも、この賃貸借が多かったからであった）。

豊田村では離作料支払の慣行がない　なぜ賃貸借が豊田村で多い（面積では売買を上回る）のか、ということは重大な関心事であった。農家できいてみると、ここでは離作料が全く支払われていない。農業委員会に届出て権利を確定しようがしまいが、とにかく離作料支払慣行はない。だからヤミも少ないのだ、と農業委員会でもいっている。

庄内地方ではそうはいかない。耕作権との地価の配分は5分5分である。調査集落は29戸だが、過去5年間に賃借権ないし使用貸借による権利の設定・移転は1件もない。すべてが所有権移転である。梶井報告の「自作地売買型」に属し、その

表9　庄内酒田市と静岡豊田村との比較

A．経営耕地規模別農家の構成

		0.5 ha未満	0.5～1 ha	1～1.5 ha	1.5～2 ha	2～3 ha	3 ha以上	計
農家数	酒田市	1,287	972	588	572	1,053	1,123	5,595
	同調査集落	6	4	3	2	4	10	29
	豊田村	337	342	339	131	28	1	1,178
	同調査集落	1	26	22	1	－	1	51

（注）　全市，全村は昭和70年センサス。調査集落は調査時―酒田：48年，豊田：47年。

B．農業生産額の構成

	農業粗生産額								生産農業所得		
	総額	構成費（%）									
		合計	耕種			養蚕	畜産	農産物加工	農家1戸当たり	耕地10 a当たり	農業専従1人当たり
			米	野菜	其他						
	百万円								千円	千円	千円
酒田市	9,378	100	66	10	6	0	19	0	899	51	625
豊田村	1,786	100	13	38	18	－	29	3	817	83	436

（注）　農林省統計情報部・昭和47年農業所得統計。

C．農地法3条許可の売買・貸借の構成

		件数			面積（ha）		
		自作地有償所有権移転	賃借権設定	賃貸借合意解約の通知	自作地有償所有権移転	賃借権設定	賃貸借合意解約の通知
酒田市	46年	471	8	6	72.0	2.0	0.5
	47年	663	13	18	97.2	17.2	2.0
豊田村	46年	33	39	136	2.7	7.5	10.0
	47年	36	30	93	2.6	4.0	7.8

（注）　農林省農政課・農地移動実態調査による。

背後にある兼業のあり方からくる事情に差があることも同様に理解することができる。

アンケートの結果　両調査集落について同じようなアンケートをとって、農業なり農地に対する考え方・意識の差を明らかにしようと考えた。表10がそれである。

10表―(1)で「今後の方針」をみると、ともに現状維持が最も多いが、農業の縮小意向が静岡で4割、規模拡大意向が庄内で4割を占めていることが目だつ。農業主業労働力の状況によりA、B、Cの3農家群に分けてみると、庄内は男子専従、静岡は女子専従の性格が強い。青壮年男子農業主労働力を欠くB、C群では現状維持意向が強くでているが、庄内では農業縮小意向はゼロ、静岡ではかなりのウエイトをもつ。青壮年男子の農業主労働力のあるA群をみると、静岡では拡大と縮小に等しく分れ、庄内では拡大意向がきわめて強く縮小意向はゼロであった。

10表―(2)は「農地保有の固定化傾向」である。これは、①買いたいと思っているか、②売りたいと考えていますか、③貸したいと考えていますか、④貸し手があれば借りますか、という4つの別個の質問に対し、そう思わないと答えたものの数である。総数欄の割合を達観すると、過半数の農家は、売買なり貸借による移動の意向はないとみることができる。しかしA群の男子基幹労力のいるグループでは、買いたいと思わない割合が低い、つまり需要度は高いことを示している。借りたいと思わない割合も同様である。ただ、買いたいと思わない割合の水準が、総数において静岡が8割、庄内が5割となっているが、この差はなぜであろうか。地価の水準と無関係ではないように思われる。

表10 アンケートに現われた静岡・庄内の差異点

(1) 今後の方針　　（　）内は%，以下同じ。

		農業経営について		兼業に主力を置く			農業縮小
		規模拡大内容変更	現状維持	計	農業は現状	農業は縮小	
総数	静岡51戸	7(14)	30(59)	13(26)	5(10)	8(16)	13(26)
	庄内29戸	12(41)	17(59)	6(21)	6(21)	−(−)	−(−)
A群	静岡17戸	7(41)	6(35)	3(18)	−(−)	3(18)	4(24)
	庄内16戸	9(56)	7(44)	2(13)	2(13)	−(−)	−(−)
B群	静岡27戸	−(−)	20(74)	8(30)	3(11)	5(19)	7(26)
	庄内 8戸	2(25)	6(75)	2(25)	2(25)	−(−)	−(−)
C群	静岡 7戸	−(−)	4(57)	2(29)	2(29)	−(−)	2(29)
	庄内 5戸	1(20)	4(80)	2(40)	2(40)	−(−)	−(−)

〔備考〕
A群……16～59才の男子農業主労働力のあるもの
B群……16～59才の農業主労働力が女子のみのもの
C群……16～59才の農業主労働力を欠くもの

	A	B	C	計
静岡	17(33)	27(53)	7(14)	51(100)
庄内	16(55)	8(28)	5(17)	29(100)

(2) 農地保有の固定化傾向

		農地を買いたいと思わない	農地を借りたいと思わない	農地を売りたいと思わない	農地を貸したいと思わない
総数	静岡51戸	41(80)	44(86)	37(73)	29(57)
	庄内29戸	14(48)	15(52)	26(90)	21(72)
A群	静岡17戸	9(53)	12(71)	12(71)	12(71)
	庄内16戸	7(44)	5(31)	15(94)	13(81)
B群	静岡27戸	26(96)	25(93)	21(78)	14(52)
	庄内 8戸	4(50)	6(75)	7(88)	6(75)
C群	静岡 7戸	6(86)	7(100)	4(57)	3(43)
	庄内 5戸	3(60)	4(80)	4(80)	2(40)

(3) 今後について困る点の回答〔重複回答〕

		手不足あとつぎなし	資金不足	農地が買えない	借り手がいない	兼業収入が少ない
総数	静岡51戸	26(51)	2(4)	4(8)	2(4)	2(4)
	庄内29戸	2(7)	6(21)	11(38)	−(−)	1(3)
A群	静岡17戸	8(47)	2(12)	4(24)	−(−)	−(−)
	庄内16戸	1(6)	6(38)	10(63)	−(−)	1(6)
B群	静岡27戸	16(59)	−(−)	−(−)	2(7)	1(4)
	庄内 8戸	−(−)	−(−)	1(13)	−(−)	−(−)
C群	静岡 7戸	2(29)	−(−)	−(−)	−(−)	1(14)
	庄内 5戸	1(20)	−(−)	−(−)	−(−)	−(−)

(4) 農地の価格について〔10アール当たり〕

		◦買手として考える ◦農業収益から考える			◦売手として考える ◦資産価値から考える		
		80万円以下	80～100万円	100万円以上	450万円以下	450～600万円	600万円以上
総数	静岡51戸	11(22)	3(6)	5(10)	12(24)	8(16)	4(8)
	庄内29戸	11(38)	4(14)	−(−)	*3(10)	−(−)	−(−)
A群	静岡17戸	7(41)	1(6)	−(−)	2(12)	2(12)	1(6)
	庄内16戸	7(44)	1(6)	−(−)	3(19)	−(−)	−(−)
B群	静岡27戸	3(11)	1(4)	3(11)	8(30)	4(15)	3(12)
	庄内 8戸	2(25)	3(38)	−(−)	−(−)	−(−)	−(−)
C群	静岡 7戸	1(14)	1(14)	2(29)	2(29)	2(29)	−(−)
	庄内 5戸	2(40)	−(−)	−(−)	−(−)	−(−)	−(−)

（注）　*庄内3戸の内訳：100万円2戸，160万円1戸。

10表−(3)は「前に伺った今後の方針をすすめるときに困ることは何ですか」という質問の答を整理したものである。静岡と庄内ではかなりの差がある。静岡では労力不足、後継者なしで困るというものの比重が高く5割になっている。これに対し、資金不足や農地が買えないという困却度は、庄内とくにそのA群ではっきりあらわれている。(2)表との関連でいえば、静岡では庄内に比して、売りたい、貸したいという比重が相対的に高いということができる。また一般に両地域とも、借りるよりも買いたいと思い、提供者側からみると売るよりも貸したいと思っていることを確認しておきたい。

10表−(4)は、農地価格についての考え方を整理したものである。これは適当だと思われる地価（中田10アール）の水準をまずきき、続いて、その価格を考えた立場を区分してもらったものである。答えにくかったのか回答は100%にならなかった。買手として（農業収益から）考えて答えた者と、売手として（資産価値から）考えて答えた者との夫々の%は、静岡で38：48、庄内では52：10ということになっており、なかなか興味あるバランスだと思う。

静岡で450万円以下としているが、450万円と答えたものが最も多く、これは坪1.5万円という相場を表現したものであろう。庄内の450万円以下のは注記したとおり、100万円と160万円であって、買手の方の80万円とそう隔絶しているというものではない。梶井報告でいう、農地が土地価格化している、いないという区別をここでも確認できると思われる。ＡＢＣ各群についてみると、農業にかかる労働力構成がしっかりしているほど、どうも安く値をつけている感じがする。

静岡における農家構成の変化　この豊田村大字T．集落51戸の昭和25年から45年にいたる20年間の経営規模の動態を整理してみたのが表11である。

表11　静岡県豊田村T集落の農家構成の動態

〔昭和25～45年〕

昭和25年経営規模	昭25戸数	昭25～45年の経営規模増減					昭45年の経営規模			
		減		不変	増					
		0.2ha以上	0.2ha未満		0.2ha未満	0.2ha以上	0.5ha未満	0.5～1	1～1.5	1.5ha以上
0.5ha未満	2	－	－	－	－	2	－	2	－	－
0.5～1	21	3	5	1	8	4	1	16	3	1
1～1.5	27	10	6	1	5	5	1	8	17	1
1.5ha以上	1	－	1	－	－	－	－	－	1	－
計	51	13	12	2	13	11	2	26	21	2

昭和45年群区分	昭和25年の経営規模別戸数				昭和45年の経営規模別戸数			
	0.5ha未満	0.5～1ha	1～1.5ha	1.5ha以上	0.5ha未満	0.5～1ha	1～1.5ha	1.5ha以上
A	－	4	13	－	－	3	12	2
B	2	13	11	1	1	19	7	－
C	－	4	3	－	1	4	2	－
計	2	21	27	1	2	26	21	2

集落の調査対象51戸にかぎってのものであり、面積には推定を含むが大勢の判断には差支ないと考える。この20年間にかなりの動きがある。増加と減少の戸数はほぼなかばし、減少戸数の方がすこし多い。昭和25年の0.5～1ha層では増加農家の方が多く、同じも1～1.5ha層では減少戸数の方が多い。昭和45年のA、B、C各群についてみると、A群は規模を拡大してきており、B群は0.5～1ha層に平準化してきており、C群は規模縮小してきた、という歴史を示している。傾向として、そういえるのではないかと思う。

次の問題は、この増減が所有権移転か賃貸借であるかということであるが、この点集計が未整理である。ここでこの集落で訪れたある農家を事例としておきたい。表12がそれである。この10年余の間、借りては返し、返しては借りるという形で経営面積を賃貸借でふやしている。Ⅱで示したのは農業委員会の許可を受けたものだけである。このほかに約1haをヤミ小作している。いろいろ聞いてみると、とにかく小作は信頼関係であって、地主には非常に気をつかっており、返せといわれればすぐ返す、一度でもあいつはうるさい奴だと思われたらもう借りられない。農地法で耕作権を保護してはいるが、実は迷惑なんだ、なるべくそっとしておいてほしい、という。子供が実は3人いて、夫々立派な大学を出し、農業外に就職させるとわり切っている。

ともかく賃貸借は、なにか暗いものをもちながら規模拡大には大いに役立っている。静岡県というところの農村はおおむねこうした印象を与えるものが多い。小作料はいらないから、ともかく作ってほしい、という貸付農家が沢山ある。ただ農

表12　静岡県豊田村某農家の経営耕地の動態

Ⅰ．昭和34年末……自作地　4,837㎡（うち売渡受3,250㎡）
　　小作地　6,321〃
　　計　11,128〃
　昭和35～47年の間の動態
　　自作地購入　136㎡
　　小作地〃　1,957〃
　　借　入13,606〃
　　返　還　8,389〃〔差引耕地増5,353㎡〕
　昭和47年末……自作地　6,930㎡
　　小作地　9,581〃
　　計　16,511〃他にヤミ小作約10,000㎡
　　事実上の耕作約26,000㎡

Ⅱ．借入・小作継続・返還の推移

番号	面積㎡	昭34年末	〃35年	〃36・37年	〃38・39年	〃40・41年	〃42・43年	〃44・45年	〃46・47年	昭47年末
1	397	○	○	○	○	○	○	○	×	
2	899	○	○	○	○	○	×			
3	1,114	○	○	×						
4	179	○	○	○	○	○	○	×		
5	288	○	○	○	○	○	○	○	×	
6	155	○	○	○	○	○	○	×		
7	377	○	○	○	○	○	○	×		
8	1,253		●	○	×					
9	317		●	○	○	○	×			
10	417		●	○	×					
11	777			●	○	○	○	○	○	○
12	542			●	○	○	○	○	○	○
13	555			●	○	○	×			
14	1,118			●	○	○	×			
15	563			●	○	○	×			
16	926				●	○	○	○	○	○
17	1,134				●	○	○	○	○	○
18	420				●	○	○	○	○	○
19	757				●	×				
20	1,568					●	○	○	○	○
21	2,804						●	○	○	○
22	455							●	○	○

（注）　● 新規借入，○ 小作継続，× 返還。

業委員会にはだまっていてくれ、そして将来まさかのときに返してくれればいい。それまでは荒地にしないでキチンと作っていてくれればいい。こういった状態である。

庄内における農家の経営規模変動　表13に調査集落における昭和43年と同48年とにおける階層別にみた農地のシェアおよび農家の階層間移動の形を示した。2.5～3ha層が上と下へ大きく分解している。そして3ha以上層の農地シエアが54%から62%へと拡大している。ここに出てくる移動はすべて所有権移転である。地価は、10アールあたり43年90万円、44年90万円、45年売買なし、46年79万円、47年65万円、48年67万円となっている。農業委員会の見解では、購買力がなくて値下りしている。そして43年から48年の間にこの集落で約2haの田が他部落の3町農家に買いとられているという（この5年間の移動件数は売却9件311アール、購入6件84アール、差引227アールが集落29戸の外へ流出している）。このうち2件ほどが公社の介入したものであると聞いた。

賃貸借は1件もないが、聞けば、農地改革時に小作地が消めつして以来、現在まで貸借の慣行はないという。ただ調査農家のなかに1戸だけ請負耕作があった。これは隣接集落の3ha農家が労働力不足から1年前に請負を依頼したものである。受託農家は公式には334アールとして扱われているが、実は78アールを受託しているので、事実上は412アールとなり、この集落での最高規模の農家である。請負条件は「9俵半頭打ちで折半」といわれているので、平年作10俵とすれば47.5%の高率となるが、この周辺での常例のようである。もっともこの請負耕作の場合は将来の購入へのワンステップという性格もありそうである。

酒田市の農家と生産組織　酒田方式ということがいわれる。昭和41年度からの第一次構造改善事業が全市域を対象として行なわれ、20馬力前後の中型トラクターが一斉に導入された。そして中型機械を軸とする生産組織が、必ずしも部落単位ではないが、広汎に成立する。そして続く1～2年の間にバインダー、ハーベスターなど中型収穫作業機の導入により、さきにでき上った生産組織、集団内でグループ化が進む形で組織をくずしはじめ、昭和45年からの急速な田植機の普及は更にこの傾向を激化させ、個別化をすすめた。総農家的

表13　酒田市調査集落の水田経営動態

	昭和43年		農家の階層間移動					昭和48年		
			増		不変	減				
	戸数	水田面積	上向	滞留		滞留	下降	戸数	水田面積	トラクター所有台数
		a　%							a　%	
3.5～4ha	2	724（13）	－	1	1	－	－	2	727（14）	2
3～3.5〃	7	2,297（41）	－	1	5	－	1	8	2,596（48）	7.2/4
2.5～3〃	5	1,363（24）	2	－	1	－	2	1	254（5）	2/4
2～2.5〃	1	200（4）	－	－	－	－	1	3	678（13）	2.2/4
1.5～2〃	1	150（3）	－	－	1	－	－	2	319（6）	1
1～1.5〃	3	335（6）	－	－	2	1	－	3	344（6）	2/4
.5～1〃	6	390（7）	－	－	4	－	2	4	273（5）	－
.5ha未満	4	139（3）	－	－	4	－	－	6	199（4）	－
計	29	5,598（100）	2	2	18	1	6	29	5,390（100）	－

（注）　トラクター所有台数の2/4は4戸で2台共有を意味する。

な共同組織の解体と個別化の方向である。

3ha経営として既に成立していた庄内の米作農家つまり上層農家群は、小規模農家層の労働力の存在をその経営成立の条件としていたといえる。それが個別に作業機体系を整備したことによって、いわば自立しえたということになる。この段階で予想しうる作業受委託の形での再結合が尚充分に展開し難いのは、農業外からの労働力吸引の一形態としての農閑期兼業の上層での激増に理由があろう。それが田植機・収穫機の導入を作業受託主体成立の条件とさせずに上層の個別化の条件にさせたと思われる。そしてここでまた組織化がなされるとすれば、それは部落ぐるみのものよりは、上層農家同志のものとなりそうである。3ha農家が3分の1を占めるという状況の下では、この3ha層が、酒田市の工業化による労働力吸引によって、どう分解するかが今後の問題になってくると考えられる。

*　　*

議長　ご質問をどうぞ。

常盤　離作料の慣行が静岡ではないということですが、実際には転用目的の場合などあるのではないでしょうか。

石黒　耕作目的の離作料慣行がないということです。転用目的でも初めはなかったのが、しだいに出てきたと聞きました。さっき報告した2.6haの農家、この農家はたしかに転用目的の取上げに応じている。しかし黙って返しました、といっています。誰でもみなそうかときくと「そうじゃないが、私はだまって返しました」という返事です。そうしないと後で評判がわるくなって借りられないというわけです。

常盤　転用目的の離作料支払いが出てきたその理由はなんでしょうか。

細貝　この近くの私の調査では、新幹線の補償が支払われてからのことと聞いています。

石黒　新幹線そして東名といった公共事業が離作補償をつくりだしていったという通説は正しいと思いますが、この私の調査集落ではそのことが確認できませんでした。そして耕作目的の場合、つまり村の農民どうしの場での離作料ははっきりしていません。

伊藤　庄内の生産組織の再編のことですが、トラクターが大体ほぼ普及し、ついで田植機・自脱コンバインが入ってくる段階で組織が解体・再編されて、事実上の賃貸借が発生してくるコースが報告されていますが、酒田市では全く自作地売買型といいきってよいかどうか、この点いかがでしょうか。

石黒　例えば蒲原のような形にはなっていません。調査集落では1件しか請負耕作が出てきていません。ところで、ここの農協が「請負耕作の手びき」のようなものを出しているんですが、この場合の所有者手取が4万円余と出ているんです。これで農業委員会の方が大変こまっていました。実は酒田市でもこうした事実上の地代水準のヤミ小作が出てきているようです。3町以上の農家も家族構成の変化や就業の変化で手余り地がでてくる。78アールを請負わせている4町農家の例を申しますと、子供は定職についてしまい、オヤジが年とってきてどうにもならない。そこで請負わせたが、どうも売買交渉の話もあるらしい。ですから受ける方も、先にツバをつけておくという意識があるようにも思われました。

伊藤　上層農家の分解のなかから賃貸借がはじまるのか、下層小規模層が兼業深化とともに上層へ貸しに出すのか、このへんは機械の導入のしかたとの関連もあるが、やや気になるのでご質問したのです。

それから、9俵見つもりの折半という小作料ですが、これは定額とみていいのですか。そういう

定額水準が発生しているかどうかということですが。

石黒　9俵以下ということは考えられませんから、4.5俵定額という印象で受けとっています。

阪本　酒田市での農地売買ですが、集落外部から買いにはいっていますが、集落内の場合とで値だんがちがってくるのですか。

石黒　集落の性格というものはいろいろあると思うんですが、ここでは集落全体として農地を守っていこうという意識はないように思う。集落のまとまりとか、リーダーシップの所在がわからないような集落になってしまっている感じです。購買力がなければヨソから買いとられてしまうことはありうると考えられます。どうも20〜30万円高いとなると隣接者も手が出ないという感じです。

議長　まだ問題はあろうと思いますが、こういった点、東北・北陸の報告が終ったところでもう一度とりあげたいと思います。それでは続いて酒井さんお願いします。

4.　東北の形態とくに庄内の動向について

酒井　惇一

稲作の生産組織　東北といえばやはり庄内平野の稲作地帯をもって代表させることが適当だと思う。そしてこの研究会のテーマからいって、そこでの集団栽培いわゆる生産組織との関連で問題をつめてみたいと思う。

庄内の水稲集団栽培は昭和40年前後に普及したのであるが、このことについては多くの報告があるので実態を紹介する必要はないと思うので省略するが、その段階の特色を総括すると2つのことに注意する必要がある。

昭和40年前後の段階　第1は、この時期の労働力の流出が、次三男と年雇の流出が主体であったということである。中下層といっても基幹労働力を保有している。下層といっても出稼はするが多くは農繁期には家に残っており、嫁、女子の労働力はほとんど流出していない、そういう段階であった。いわば労力不足は絶対的不足ではなく、残っている労働力の調整とその合理的利用が問題となる段階だったということである。

第2は、機械がトラクターであったことで、耕起以外の他の手労働のほとんどすべてがそのまま残されていた、そういう段階だったということである。

昭和45年以降の段階　ところが、昭和45年以降になって、この情勢は大きく変ってくる。いわゆる高度成長の波が庄内平野をゆさぶり始める。地元での就業機会が増加してくることにともなって、2町以下層の基幹男子労働力が在宅兼業化し、婦女子の他産業就業が開始される。

集団のなかで考えてみると、兼業農家と専業農家というものの区別が非常にはっきりしてきて、兼業農家にとっては農外就業による所得があるから集団のなかで農業に就労する必要がなくなる。集団内での就労機会の保障というものが必要なくなり、あるいは集団への出役義務を回避する動きもでてくる。出役義務があったとしても兼業の休みの日だけになってくる、つまり集団の労力計画がたたなくなってくるという問題にまでなった。

このことは上層農の不満をひきおこさないではおかない。面積あたりの農業所得を、働かない兼業農家のために専業農家が保障してやるという意味が強くなってくるからである。それこそ不当に高い地代負担ということになりかねない。

こうした状況下に収穫過程の機械化、つまりバインダー、ハーベスター、さらに育苗と田植の機

械化が始まる。これらの機械化は昭和43年ごろから定着していくのであるが、このことは同時に、集団に対して大きな影響を与える。ここで2つの方向がまとまってくる。第1は集団の解体ないしは再編である。第2は集団の強化、つまり個別の土地所有を集団の支配下におく、ということである。

集団の解体または再編　諸作業の全面的な機械化にともない、従来集団が集団として必要としていた手作業労働、これは主として下層農家が提供していたものであるが、これが不必要となってくる。下層は全く労力を提供せず、上層はこの労働力を確保しておく集団のメリットがなくなってくる。

上層専業層は機械作業による大面積処理が可能となってきているので、耕作じたいを下層から委託を受けるといった、受委託関係に変質してこざるをえない。程度の差はあれ、そういう実態になっていく。

このような背景のもとで、たまたまトラクターの更新期にあたるといったような場合、集落全農家で組織されてきた集団は解体することになる。あるいは個別の機械所有を軸とし、作業ないし経営の受委託をからませつつ、より小規模な専業農家集団へと再編されることになる。

完全に解体する場合には、機械一式を上層農家が装備し、個別所有・個別作業が基本となり、これらが下層農家の作業を受託して経営規模のあるレベルを保持し、かつ拡大を指向する。

再編される場合には、下層兼業農家を排除して上層農の機械の共同所有・共同利用そして作業の受託集団という形をとる。

酒田市西荒瀬の場合　ここでは38戸の農家のうち、1戸が離農し、1戸が公社を通して賃貸し、36戸が47町歩の水田をもっている。昭和42年の農業構造改善事業でトラクター4台を導入し35戸の集団栽培が成立する。当時は15〜16人のオペレターが2町以上層から出て耕耘を行なった。5年後の46年にこの集団栽培は解散する。直接の原因は、共同田植のとき中下層の労力があてにならなくなったことであって、丁度そのころ田植機が登場する。今までがまんしてきた上層農家は、ここで部落総ぐるみ的な生産組織をみずからこわしてしまう。

47年に3つの機械共同所有グループができる。5戸の集団2つと3戸の集団との3グループである。夫々トラクター、田植機、バインダーをもち、ひとつのグループは自脱コンバインと乾燥機をもつ。そして3つのグループは、夫々兼業農家の田の作業を受託する。やり方は同じではないが、1つの生産組織が3つのグループに解体・再編され、夫々のなかで農作業の受託・委託の相互関係が発生する。しかし機械共同所有の農家計13戸は平均2町歩くらいの農家だから、自分の田だけで26町歩、残りの22戸のすべてが作業を委託するわけでもないので、作業面積規模がいきなり倍になるわけにはいかない。したがって他部落の農家の借地や作業受託にも手がのびていくことになる。

酒田市中野曽根の場合　ここは42戸の95町歩という規模の集団栽培が、昭和40年に成立する。中型トラクター5台による共同耕耘そして品種協定と苗代・施肥・田植の共同作業といった形である。主として田植の共同作業によって4班に分れ、夫々が20〜25haということになるが、この班単位に機械が配分されていく。昭和35年にバインダーが15台、45年にハーベスター、そして田植機が47年に15台導入される。ただ育苗施設は集団全体でもつ形をとる。49年になると、トラクターの更新・馬力アップを通して雇用が半減する。こうして、中野曽根集団は農事組合法人に発展し、育苗施設・格納庫と機械保全管理・防除機による集中防除を法人の仕事として固めていく。そして4つの班ごとに耕作と肥培管理そして収穫が行われる。

集団作業といっても、42戸のうち17戸がオペレーターとして作業を実施し、1町未満の農家というのは基幹労働力を全く提供することなく、肥培管理以外のすべての作業は委託することになる。なかには完全に耕作をやめ、公社を通して農事組合法人に農地を賃貸するものもでてきた。この新規発生小作地2町5反を6反づつ4つの班に分け、6反は3戸の専業農家に分けて夫々が肥培管理を担当するという形をとる。

今後の問題としては、コンバイン・ライスセンターの一貫体系をめざしている。こうして、農家・班・集団という形で、夫々の作業に適した機械・施設の性格と能力に応じ、システムとしての区分体系ができあがっている。こうした形が今後どうなるかわからないが、農家の単なる集団が事実上解体して、少数の上層農家集団グループが経営を主宰する傾向はさらに強められるだろう。

請負料と地代　機械作業の受委託から、請負耕作そして賃貸借と、夫々の形が出揃うわけだが、請負料は4俵が相場である。ところで、機械作業の受委託、個別請負、農協を通じての経営受委託、そして公社を通じての賃貸借という順に委託者の配分は少なくなるのが実情である。ここに問題がある。標準小作料が一番低いということに、賃貸借の展開をチェックする要因があると思う。標準小作料の水準については、その議論のときふれたいと思う。

☆　　☆

伊藤　蒲原との対比が気になるのですが、庄内では個別相対請負なり事実上の賃貸借という形が少ないし、減ってきていると考えてよいでしょうか。

酒井　集団に預けたいという希望、そして傾向が強いと思います。請負を仲介する農協がそういう指導をしていることがあります。農協の働きかけなり集団の実績がなければ、おそらく蒲原の形をとると思います。

阪本　耕作権についての問題ですか。

酒井　そうです。部落内での相互信用を農協が担保してくれるといえるかもしれません。農協を通すということでの安心感です。

磯辺　西荒瀬と中野曽根とのちがいは結局なんだろうか。また石黒さんの中平田へ機械が入り組織がこわれていくプロセスとどこがちがうのでしょうか。

酒井　機械を共同でもつかどうか、出資をするかしないかです。そこで収益配分もちがってくるわけです。西荒瀬では一応協定料金が現われて基準となり、下層からの委託を受けつける。中野曽根は年間の収支決算が行なわれ、経費が算出され、剰余が配分される。下層農たる委託者にとっては中野曽根の方が有利となっていると考えられます。

石黒　私のご報告した例は、上層農家は、田植機は共同で、他はすべて個別所有となっています。そこまでは中野曽根のタイプとよく似ているんですが、しかしそれでいて零細兼業農家の耕作を作業委託するということはしないのです。むしろ機械をいれて仕事を早くすませ、酒田市に稼ぎに出るほうに関心がある。それで、下層は下層で古い機械とか手植の共同とか、そんなことでこなしているというのが実態です。酒田市といったって労働市場が無限にあるわけではない。さっさと農繁期をすませて、早くよい働き場所をみつけて高い収入を得ようとします。グズグズしていると酒田北港の土建労働しかなくなってしまうんです。上層農の大型機械、これはたしかに過剰投資です。そうであっても労賃かせぎした方がいいという判断がそこにある、ということです。

酒井　一昨年調査しました福島部落もそういうタイプです（「農業集落農地動態調査」・昭和47年 ― 「土地と農業」№2所収）。集落によって

いろいろの形をとるといわざるをえません。もうすこし統計的な整理が必要だと思います。

石黒　集落のおかれている条件、または内的な条件ということがもちろん大切ですが、なにか市とか農協といった方からの行政的なはたらきかけ、援助といってもいいが、そのへんの問題はありませんか。

酒井　農協がカネをつぎこんで、強力な指導によってモデルをつくっていこうとする。もちろん受け入れる条件が前提となりましょうが、そういうことは大きな力なり影響をもつと思います。

今村　ふたつばかりおききしたいのです。第1は、部落総ぐるみ的な生産組織が解体するかどうかということをめぐって、解体のひとつの要因として、農地転用に端を発する買替需要ですね、それに集落内の土地がまきこまれているか、いないのか、あるいはシャットアウトしているかどうか、そのへんとも関係があるのじゃないか。集団栽培が再編されるのじゃなくて、バラバラの個別相対の請負になってしまう。いいかえれば、地片的地価上昇への関心が強くなっていて、個別の年ぎめ請負しか通用しない、そういう社会環境ができてしまう。そんなことがあるのではないか。どうも私の農村調査からの印象なんですけれども。

石黒　酒田市で私が調査した集落ではたしかに買替需要があると思います。酒田市のバイパスからちょっと離れた集落で、集落内の人のなかにもバイパス道路用地に売って、代替地を求めたことがあったと思います。それでもさっきご報告したように地価は下りぎみなんです。減反がきいていると思われるんですが……。

酒井　地価水準は下ったけれども売買はふえている、というのが実情でしょう。買替需要との関連は、もう少し実証的にあたってみたいと思います。

今村　もうひとつ伺います。一昨年私が庄内へ行きましたとき、育苗施設の規模をめぐって大議論があったと記憶しています。つまり1集落の60haといった単位か、田植機の能力単位を重視するか、それとも200ha以上といった大字単位が適当かということです。トラクターではなくて、田植機が解体・再編のインパクトとして大きな力をもっていると考えますと、このことがどうも気になりまして、どういうことにおちついたのでしょうか。

酒井　数字としてはつかんでおりません。一般に個別の育苗施設は、田植機1台分というよりはよほど大規模です。農協で請負というともっと大きい。酒田市では平均38haというように考えます。

今村　おおむね集落単位ですね。

酒井　そうです。

稲本　いま話題になっております生産組織と圃場整備との関係について伺いたい。最近三重県下を歩いてきました。有名な勝田町とかその周辺なんですが、私がまいりましたある集落、ここも40戸、40haそして4班に分れて夫々がトラクターをもち、育苗だけが共同で、肥培管理は各自でやるという、今ご紹介いただいた庄内の例とよく似た形です。機械の入ってくるテンポもまったくよく似ています。そこで非常に印象に残っているのは、ここで今やっているシステムは非常によいので、これを維持するために圃場整備は絶対にやらない、というのです。この点、圃場整備を基礎としてできてきた勝田町の例、ここも少数の個人なり集団への個別化という再編のプロセスをとりますが、このようなタイプとちがって、今後とも圃場整備はやらないという意見が公然といわれているのです。反収はあがらなくても、現在のままでいいというのです。それで、酒田市や庄内地域について圃場整備がどうだったのかおききしたかったわけです。

酒井　庄内地域は明治期と戦後との2期に亘って夫々基盤整備を実施しています。ところで、最近いわゆる草地化システム、つまりパイプかんがいをとりいれていく動きが出てきています。むしろ行政側から提起されているのですけれども。そのなかで集団がどう対応するかということですが、そうなってゴタゴタしないように今のうちに区画整理をやっておくべきだ、といっています。下層農家は消極的だろうが、どうなってもいいように圃場整備は今のうちにやっておく、という上層農の考え方のようです。新しい基盤整備にともなって機械、労働力、また作業単位がどう変化するかはわからないけれども、現段階で圃場整備は最も望ましいのでやっておく、ということです。

梶井　ご報告の最後のところで、作業委託、個別請負、農協委託、公社賃貸借の順に、委託する側に不利になると指摘されましたが、それぞれ異った地代配分形態が併存しているわけですね。そうでしたら、どういう農民がどういうタイプを選ぶか、という点はどうなんですか。

酒井　そこまで整理しきっておりませんので、印象によってお話ししますと、ひとつは、作業委託をうけるのは40〜50才で農作業に慣れており、朝晩の仕事に別に苦痛を感じないような人たちです。老令化すると変ってくると思いますが。これに対してよそに働きに出る若い人は、朝露をふんでというようにはできなくなっているといわれています。

それから請負小作に出す、個別請負ですけれども、これはやはり親せきや知人関係、つまりあくまでも個人的な信頼関係がベースになっていると思われます。農協の経営受委託と公社を通ずる賃貸借、これは同じタイプと見ていい。労働力が決定的に不足している農家、兼業に傾斜していって田んぼをやめようかといった農家です。

ただ、農協経営委託と公社賃貸借とは地域がちがうのではないか、農協が熱心なところは経営受託で実績をあげています。その方が歴史的には古い。そうでないところは、農業委員会の指導で公社へもちこんでいる。大体以上のように考えています。

議長　時間の関係もありますので、伊藤さんに次をお願いします。どうかご協力を。

5.　北陸における形態

伊藤　喜雄

報告資料

- 福井県鯖江市豊地区：北陸農政局・農地賃貸借推進特別調査報告書・昭和47年9月
- 新潟県白根市：「新潟県白根市の請負耕作調査」（土地制度史学会「土地制度史学」第60号所収）・昭和48年7月
  「請負耕作農家の就業者構成と農地流動の実態」（全国農地保有合理化協会「土地と農業」No.4所収）・昭和49年
- 富山県砺波市：「富山県砺波市における生産組織の変容と請負耕作による規模拡大」（農政調査委員会「農業規模拡大の道2」所収）・昭和49年3月

北陸地域における農地移動の特徴　北陸地域の農地問題をみるとき、歴史的にいっても、内容的側面からも、新潟県蒲原平野と富山県砺波平野とは、まさに対照的な存在であるということができる。

蒲原平野は自作地の売買が活発に展開し、とくにその移動方向が上層へ集中する形をとっている。これは耕耘機が普及した昭和30年代に入ってから、

ほぼ一貫した傾向であったと思う。反対に、富山県砺波平野の場合、古くから慣行小作権があったという土地柄のためか非常に土地の移動が少ない。経営として固定的に、古い姿そのままに推移してきたことが特徴であると思う。

最近の現象として問題化している請負耕作と呼ばれる賃貸借は、新潟県下でより早く発生する。昭和36年に発生したものが私の確認している最も早いものであるが、ともかく自然発生的にでてきている。しかしこの時期においては、あくまで例外的存在であった。これが個別請負としてその形成が一般化するのは、昭和38年頃から42年頃までの期間である。この時期は、あたかも中型稲作技術の形成という生産力段階に照応しており、同時に労働力市場の一応の展開ということを背景にもっている。この時期における蒲原平野の典型といえば、2～3haの農家が、1ha位の農家から借りることにより、4～5ha規模の経営になるかどうかという形であって、何というか内生的な、自作農の借地による部分拡大という分解だったといってよいと思う。

砺波平野における基盤整備と大型機械利用組織の形成　これと大体同じころに、砺波平野においては地域ぐるみの生産組織が発生してくる（蒲原では形成されない）。砺波平野のこのプロセスについて砺波市での調査によって略説しておきたい。旧来この地域は、散居制村落と集団圃場制という特色をもつこと、および明治期の繊維産業からはじまる工業化にともなう兼業農家率の高いことでも著名なところである。農家1戸平均1haという小スケールの水田単作と、その集団圃場という省力的な耕地条件が、農家労働力を兼業に押しだし、この兼業就労と零細水田農業とのハネームーンがずっと長い間続いていた。

昭和30年代における経済の高度成長のなかで、農業技術とりわけ機械導入という生産力高度化への要請と、旧来の耕地条件との矛盾があきらかとなった（1筆平均3～5aという零細圃区、農道の欠除、田越しかんがい等）。こうして昭和30年代の終りから土地基盤整備が開始される。これは1次構による用水末流の整備事業からはじまり、それから連鎖的に、約10年をかけて、扇状地1,000haのほとんど全部が整備され、30a区画の水田へと景観が一変する。それと併行して、大型機械と近代化施設が続々と導入される。これらが地域ぐるみの形で非常に巧妙に展開していく。

おおむね旧村別に、つまり旧単協（合併前の単協。これらはいちはやくライスセンターを夫々設置した）の属地的区域ごとに大型機械利用組合が組織される。1組織平均200戸、200haで、6台のトラクター、2台の防除機、0.7台のコンバイン、13人のオペレーター（いずれも平均値）といった規模である。と同時に、集落ないしその下部段階で、栽培組合もしくは耕種管理組合としての小集団が形成され、品種統一・施肥等の技術協定、育苗・田植などの共同作業の実施主体となった。

こうして、基盤整備に基づく増収と投下労働時間の激減を手に入れ、兼業化のより深化を求める零細農家群の対応として美事な成功を収めたといってよい。しかし、夫々のレベルの組織はいずれも重要な内部矛盾を内包していた。大型機械利用組合についていえば、そのオペレーターの大半が兼業従事者であることであった（昭和46年、オペレーター総数134人中専任は3人で他は全部臨時従事であり、しかも自家の農業での従事状態をみると、専従者9人。農業主53人、農業従54人、他産業のみ従事は18人となっている）。出役割当や処遇問題等が噴出するのは当然であった。集落レベルの小集団では、出役可能者とその出役日数、賃金評価をどうするかという問題はさけられず、さらに組合員の間の耕作規模の差から生まれる収益配分をめぐる利害の対立等の問題が表面化せざる

をえないのである。

こうした状況下に、自脱コンバインと田植機が実用化する。そしてトラクターをはじめとする大型機械の所有形態では個人有・共有が、組織有（農協バック）を超えはじめるのである。この頃から、地域ぐるみの生産組織は、あきらかに転換を開始する。

あたらしい転機における2形態　昭和43～45年ごろをここでは考えている。つまり米価上昇がおさえられ、減反政策に入っていく時期である。この時期に、新潟県蒲原平野では拡大型個別請負の急増という事態をむかえ、富山県砺波平野では生産組織の変質・再編の時期となる。蒲原平野について「拡大型」ということばを用いたのは、この段階以後の請負耕作が、それまでの「労働力完全燃焼型」いわば「小農型」ともいうべきタイプと性格がちがっている、という意味で区別したかったからである。このようなすう勢を蒲原平野の中心白根市農業委員会の調査によって、確認しておきたい。

白根市農業委員会の調査　これは昭和47年夏の調査である。いうまでもなく白根市は、蒲原平野の中央にある水田単作地帯であって、1戸平均耕地面積1.9ha（70年センサス砺波市の約2倍）の純農村であったが、新潟市に接すること、また昭和38年に域内を南北に縦貫する国道8号線が開発されたことによって、兼業深化・農地転用増大にまきこまれ、地価反当200万円という稲作収益とは断絶した地価が形成される状勢のもとで、上層農家の規模拡大は請負耕作を中心にして行われてきたことで、注目されたところである。

表14に示されるように、昭和30年代に、おおむね1.5haを分岐点とする受委託の分化が進行していたのであるが、この請負関係は40年代に急増し、47年の数字によれば、1.5ha未満層の約半数は委託者であり、ほぼ2haを分岐点として受委託が分化し、2ha以上層の半数は受託者である。白根市は、徹底した農地改革によって小作地率0.6％を記録したのであったが、70年センサスによっても借入地のある農家割合38％、借入耕地割合8.5％となってきている。すべての請負を借入地とみなせば、このセンサス数字は過少なのであって、受託面積率は耕作面積の13％（集落によって異なり、最高25％、最低5％）に達しているとみなければならない。

表14　経営耕地規模別にみた請負受委託農家率〔新潟県白根市〕

単位：％

	昭和39年		昭和47年	
	委託率	受託率	委託率	受託率
総　数	7.7	5.5	28.1	30.0
0.3ha未満	15.0	－	47.4	7.9
0.3～0.5	29.0	0.5		
0.5～　1	14.0	2.6	61.4	6.8
1　～1.5	6.8	5.4	48.2	21.4
1.5～　2	5.0	10.0	26.1	30.4
2　～2.5	1.9	7.9	6.0	50.0
2.5～　3	2.3	4.8	8.2	42.9
3　～3.5	4.7	5.7	3.0	42.4
3.5～　4			－	57.1
4ha以上			－	50.0

（注）　伊藤喜雄「新潟県白根市の請負耕作調査」（「土地制度史学」第60号・40頁）による。昭和39年は全市（調査農家数3,118戸）の，同47年は10集落（同327戸）の調査から算出された。

受託農家だけについて調べてみると、これらの農家は請負耕作によって平均3割の規模拡大をしており、この調査でとらえた最大規模の農家は5.7haの受託地、3.5haの自作地、計9.2haの経営であった。これはもう古い概念の「小自作農」ではない。

委託農家だけについてみると、その62％はすべての水田を委託にだしている。全平均からいうと、1戸平均の所有水田面積は88a、うち70％を委託している。

この調査は、請負をはじめた年も同時にきいているのだが、それと地代水準との関係が興味深い。5集落についての委託者がわの調査結果を整理してみると、10a当り5.5俵という高い地代は主として昭和40年までに形成され、45年には5俵、46～47年にはじまる委託は4.5俵に下り、全体としてのモードは4俵におちつき、しかも3俵というケースもあらわれ始める。この地代低下は今も進行する気配がある。

10年後にどうなるか、というアンケートに対して、委託者の80～90%は自作を考えていない。また受託者では、1～2haの不安定中間層は迷いをみせるが、2ha以上層はほとんど「請負面積はふえていると思う。」とこたえている。因みに、現に請負とかかわりのない農家で10年後を予想し、「耕作面積はふえていると思う。」と回答したもの割合は、もちろん上層ほど高くなるが、現に受託している農家の意向に較べると一段と消極的である。

砺波市の場合　砺波市における動向を達観すれば、それは庄内地域と同様だと思われる。昭和45年ごろからの生産組織の変質・再編期のなかで現われる著しい特徴は、個別の借地業者あるいはそれに似た形のものがしだいに市民権をえてくるということである。砺波市の隣にある福野町のサカタニ農産（48年度55ha耕作）の借地企業の例は極めて有名であるが、この砺波市でも従来の生産組織とは異質な請負耕作の動きがでてくる。

東野尻農業機械利用組合は、この地で最も早く結成された組合で、農家280戸、350haについて、トラクター9台、コンバイン2台、そして21人のオペレーター（いずれも昭和46年度）を備えていた。ところで前に述べたように、オペレーターは他に多くの職業をもっている。例えば、自動車運転手4人、役場農協等公的職員4人、会社等の工員5人…… といった調子で、専業的農民らしいのは4人しかない。こうしたオペレーターのなかの8人の有志が集まって（うち1人は専従者）請負耕作部を発足させたのである。これはある意味では日雇的地位からの脱却であり、ある意味では解体しようとする機械利用組合を再編する動きでもあった。

ともかくこうして、16戸、12haの水田の請負希望をとって発足することになった。そして昭和48年度は新規分として6戸、4.1haを加え事業規模を拡大した。グループによる請負であって、契約当事者は一応農協ということになっている。「契約期間は原則として三ケ年以上続けるものとする。契約は毎年更新する。」と機械利用組合内で申し合せ、決定しているほか、農地保修費なり土地改良投資などのコスト償還の規定をおいているのが注目される。地代は最初2.5俵の代金納として発足したが、2年目から2万円の円だてに切りかえられた（サカタニ農産と同額になった）。

グループ独占請負（機械利用組合内の）ではあるが、実際には4班に分れて夫々の近い圃場を分担し、トラクター等の組合有機械の使用には規定の料金を組合に納入するほか、一切の費用をもち、ともかく所得と収益をあげている。4班のうち1つの班は1人という担当区分となっており（オペ自作地1.6ha、受託地6戸から2.8ha、計4.4ha）、これは明らかにサカタニ農産の方式を指向していといえる。事実、49年には9haの稲作の手筈をととのえている。

若林農業機械利用組合も早くから（昭和41年）設立された組合である（108戸、115ha。トラクター4台、コンバイン4台、オペレーター13人）。ここでは農協まるがかえの性格がつよく、オペレーターは文字どおり被傭者として位置づけられていたこともあって、賃金や出役をめぐり組合とオペとの間の団体交渉という事態も発生したほどであった。このオペレーターの中心人物（もと土地

表15　砺波市東野尻地区の8人グループ請負耕作の構成

A. 委託者　　単位：10 a

農家番号	所有田	委託田	自作田	備考
Ⅰ破　滅　型				
4	7.7	7.7	−	不在世帯，父死亡し富士市へ転出
5	7.8	7.8	−	主人70病弱，長男自衛隊
7	10.7	2.6	−	長男国鉄，8.1は牧草地として賃貸
12	16.7	16.7	−	主人59病弱，妻看護，働手なし
Ⅱ土地持労働者型				
1	4.1	4.1	−	主人建設会社
2	5.2	5.2	−	主人32印刷会社，妻建具商手伝い
3	5.4	5.4	−	主人42染色工場，妻農協，長男印刷工場，その嫁Pハム
6	9.0	7.4	1.6	主人染色工場
10	14.3	7.3	7.0	女主人50，長男22Tレース
Ⅲ摩擦調整型				
8	12.4	1.8	10.6	主人67土改，長男県庁，嫁保健婦
9	13.8	3.5	10.3	主人50経済連，妻T製袋
13	17.3	13.6	3.7	主人41金属回収業，妻その手伝い
14	18.4	4.2	14.2	主人48農協，妻Mプラスチック，長男信用組合
16	20.5	2.6	17.9	主人48県庁，妻農業するも大変
Ⅳ資産所有型				
11	16.6	11.2	5.4	主人35撚糸自営5人雇用
15	20.1	20.1		主人73医師，長男・嫁も医師
平　均				
Ⅰ（4戸）	10.7	10.7	−	就労者なし，老人・病人・女世帯 ・全面貸付，土地処分の方向
Ⅱ（5戸）	7.6	5.9	1.7	全員農外就労，兼業やや安定，老人少ない ・全面貸付，土地所有安定，事あればⅠへ
Ⅲ（5戸）	16.5	5.1	11.4	農外就労多し，兼業やや安定，老人多し ・一部貸付，分散地・仲間田を委託，受託者への転換可能
Ⅳ（2戸）	18.4	15.7	2.7	安定多収の自営業又は会社役員 ・全面貸付・所有のみ拡大の可能性あり
全平均（16戸）	12.6	7.6	5.0	自作する者のみの平均　8.8

B. 受託担当

オペレーター番号	年令	自作田面積	就労形態	受託田の担当区分 面積	受託田の担当区分 委託農家番号	合計作付地面積
1	35	30.9	専業	15.3	8，13	46.2
4	38	25.5	市役所職員	6.6	1，16	32.1
10	42	21.8	市議	18.6	12，15の一部（1.8）	40.4
11	33	21.6	専業，請負田1.4 ha	7.8	5	29.4
12	46	19.6	土建会社常勤	7.4	6	27.0
17	40	17.0	土地改良区職員	3.5	9	20.5
18	27	15.8	専業，乳牛15頭	28.2	2，3，4，7，10	44.0
21	45	11.3	製材所工員	15.4	11，14	26.7
協		18.7		18.2	15の一部	36.9

（注）　伊藤喜雄「富山県砺波市における生産組織の変容と請負耕作による規模拡大」（農政調査委員会「農業規模拡大の道2」118～122頁）による。

- オペレーター21名の平均数字：自作田20.8，年令35才。
- 上表8人の平均数字（協同分を除く）：自作田20.4，受託田12.9，合計作付面積33.3 ha，年令38才。
- 4班は土地の所在，オペレーターの居住地によって編成された。班別のオペレーターの構成は次のとおり。

第1班　オペNo. 1，17，21（3戸）
第2〃　18　（1戸）
第3〃　10と協　（1戸プラス協同）
第4〃　4，11，12（3戸）

改良区職員で。これをやめて専従オペとなった・自作地1.3ha）が、もう1人の同僚オペ（自作地1.7ha）と組んで独立宣言し、自分の事業として請負耕作業者たるW農園を設立するのである。48年度には、全面請負11ha（11戸）、耕耘作業請負22ha（19戸）、田植作業6ha（12戸）そして収穫作業18ha（11戸）という実績をあげている。

以上のようなプロセスの背後に、田植機や自脱コンバインの個人有の形での導入という事実があるわけなのだが、結果からみると、基盤整備を基礎とするトラクターの導入が農協主体的な生産組織をつくりあげるけれども、それじたいは結局、個別請負的な業者の成立の媒介的な役割を果たすためにあったのだというふうに認識せざるをえないのである。

福井県鯖江市の場合　調査地点は鯖江市の日野川西岸の豊地区（旧豊村）である。1戸平均耕地面積0.8haというように、砺波平野の例よりもうひとまわり小さく、また古くからの機業兼業を根深くもっている水田地帯である。ここでの基盤整備は上流と下流にはさまれた形で後発的だった。昭和41年から47年にかけて、やっと一圃区1.0～1.2ha、平均一筆30aにこぎつける。ちょうどこの頃、カネ紡K.Kの進出や市の染色団地造成が日野川東岸ですすみ、この豊地区も代替地需要のせん風にまきこまれ、それまで10a当70～80万円の水田が一挙に300～400万円にハネ上った。兼業と零細経営のうえに加えられた圃場整備と地価高騰、そこへもってきての大型機械技術の導入が、請負耕作を発現させる発端となった。

この時期は、砺波平野で先行する基盤整備の上に成立した地域ぐるみの生産組織が変質・再編せれるときにあたっていたのであるが、豊地区では、もはや地域ぐるみの生産組織をつくろうとしてもできない。いきなりオペレーターグループの機械化営農組合が発足してしまう。もちろん早く基盤整備を終り、比較的規模が大きく、自已集落内でオペレーターを調達しえた一部の集落では既にトラクターの共同利用組織ができていた。しかし他の大部分の集落ではそれが困難であった。

そこで農協がのりだし「鯖江市農業協同組合請負耕作規程」を作成する（昭和45年）。形式は農協再委託の作業請負であるが、実際は全作業の請負、事実上の賃貸借といってよい。委託料については、地主手取り3俵ということでスタートしたところ、30haの全面委託の申込があったが、うち50戸分23haを選んで（営農組合員4人の自作田7haを含む）発足したものである。機械はトラクター2台、自脱コンバイン3台で、いずれも県農協中央会からの3年間無償貸付事業によっている。そのほか運転資金等からみて農協まるかかえといった感じである。

下野田部落73戸についてみると、そのうち39戸が全面請負にだしている。うち営農組合員2戸、一部手作り分留保の2戸を除いた残りの35戸というのは（総農家の48％）事実上農家でなくなっているのである（表16）。

委託者の発言を記録しておこう。

○機業家たるF有限会社の社長（織機50台、従業員30人。年間出荷額1.5億円。保有水田65aを全部委託）：「おかげさまで私も従業員も、先祖伝来の土地を持ちながら、仕事に精が出せます。」（自分だけではなく、従業員の労務対策の役目をはたしている請負耕作に感謝しているのである。）

○眼鏡製造業者（36才、雇用10人の家内的工業、90a水田のかわりに眼鏡フレームに専心）：「私ももうけさせてもらっているので、営農組合の人ももうけなければいけない。土地は信用の基礎なので絶対に売らないが、地代なんかはタダでも結構。」

○保険外交・商店自営兼業（39才。従前から商業。1.1haの水田の基盤整備までやったが全部委託）

表16　福井県鯖江市の請負耕作

A. 豊地区下野田における委託者の構成

委託前の経営耕地規模	農家総数	委託者						
		総数	委託の程度		委託者の兼業			
			全部	一部	自営業うち(雇入れ)	職員	工員	無職
0.3ha未満	21	14	14	−	5(2)	2	7	−
0.3〜0.5	13	10	10	−	4(3)	1	4	1
0.5〜0.7	14	6	6	−	4(4)	2	−	−
0.7〜1	10	1	1	−	−	1	−	−
1〜1.5	13	5	4	1	3(3)	−	1	1
1.5〜2	1	1	−	1	1(1)	−	−	−
2ha以上	1	−	−	−	−	−	−	−
計	73	37	35	2	17(13)	6	12	2

(注)　1. 委託者には受託者たる営農組合員2人を含まない。
2. 部分委託2戸は次のとおり。
(1) 1.1ha経営中78aを委託し，32aは59才の未亡人が耕作継続。
(2) 1.6ha経営地中，主人夫婦電気商で父67才が中心となって93aを耕作し，残り67aを委託している。
3. 無職というのは老人，未亡人といった兼業をもたない欠損家族である。

B. 豊地区営農組合員（受託者）の構成

氏名	経営耕地規模	労働力の状態	摘要
	ha		
M	1.4	主人47才専業，長男24才静岡で就職中，長女20才農協職員	組合長
T	1.3	主人46才専業，長女22才看護婦	以前にトリ1,000羽やっていたが，営農組合員になってやめた。
H	1.4	主人39才専業，長男大学1年	
Th	1.7	主人34才専業，母と妻は親類のメガネ工場勤務	46年常雇，47年から組合員
Hu	1.1	主人29才専業，妻メガネ工場に勤務	46年常雇，47年から組合員

(注)　当初7〜8人の候補者がいたが，4人に減少。45年に1人やめ，その代り46年に常雇2人を加え，47年5人の組合員で運営。

C. 豊地区営農組合の収支〔昭和46年度決算〕　単位：千円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
米販売代金	12,870	物件費	3,625
そ菜販売代金	442	労賃	5,088
部分請負	1,074	管理維持費	524
補助金等	1,085	償却費	459
		委託料（地代）	5,583
		租税公課	192
計	15,471	計	15,471

(注)　・物財費内訳＝種苗代875，肥料代859，農薬代375，小農具及資材費227，収穫調整費（ライスセンター利用等）972，修繕費98，燃料費219。
・委託料（地代）は10a当り166kg＝23,074円。46年から2.5俵ベース。
・そ菜販売代金はイチゴ195，スイカ247。
・水田の反収は6.7俵で周辺より0.5〜1俵ひくめ（基盤整備直後の不等陥没）。
・組合員労賃は月2万円＋出役1日当り1,000円。
以上，北陸農政局「農地賃貸借推進特別調査」（昭和47年9月）による。

：「相手が個人ではズルズルと田をとられると困る。」（農協介在で安心）。妻君は「子供が大きくなったら、もう一度田を作って生活の足しにしたい。」と言う。（主人は農業が嫌い。なお水田のうち23aは残存小作地で小作料は10a当り7千円。これを委託に出して2万円の地代をもらっても、別に地主は文句をいわないという。）

さて、受託側が昭和47年度から分担制を実施したことに注目する必要がある。耕耘から田植作業までは共同だし、育苗と乾燥調整は外注するわけだが、肥培管理作業は個別分担制となった。そしし1ha当り5万円の肥料農薬代を割当てて、どう使うかあるいはどれだけ使うかということも本人にまかせることとした。（余りは本人の所得となる）。このことはさしあたり成果をあげているようだ。これまでの平等責任制のもとでは、朝、組合事務所へ出勤するのにまっすぐ正面をむいて歩いてきたのだが、分担制となってからは遠まわりながら横をむいて自分の分担圃場を観察しながら歩いてくるように変ったという。

新潟県白根市U地区A集落の場合　表17は調査集落34戸の昭和41年以降の農地移動を表示したものである。昭和41年当時、請負耕作はスタートしたばかりで、借入6戸、727a、貸付2戸、222aという状況だったが、昭和48年には借入11戸、2,627a、貸付9戸、1,060aと伸び、それが年を追って増大してきていることが明らかである。なお数字が計算とあわないのは調査の不備と解約があるからである。

このA集落の農家は、次のようなタイプに分解しつつあるといえよう。

イ）残存自作農。所有地も経営地も不変の農家である。No.7、9、17、22の4戸が典型だが、いくらか増減のあるNo.4、12、13、15、21、30などもこれに含めていい。これらは改革後自作農たる小農にふみとどまっている未分解のタイプである。

表 17　新潟県U地区A集落農家の動態

No.	昭和41年現在			昭和41～48年間の動態									昭和48年末現在			兼業等
	所有	貸借	耕作	昭和42，43		〃44，45		〃46，47		〃48		年次不明	所有	貸借	耕作	
				売買	貸借	売買	貸借	売買	貸借	売買	貸借	売買				
1	408	30	438					60		10	35		510	35	545	不動産業
2	367										140	123	490	140	630	農専
3	355			30	400	165	400	150	1,000		300		700	1,800	2,500	農専
4	310	480	790									△ 20	290	－	290	長男板金工
5	300							△ 50	50				250	55	305	タクシー会社，長男工員
6	290	50	340	43		50		± 50	50		40		390	140	530	農専
7	280												280	－	280	長男と嫁土建日雇
8	265								100		60		265	160	425	長男と嫁季節工員
9	258												258	－	258	長男運転手，次男店員
10	240						50				10		240	50	290	長男と嫁季節工員
11	225			△ 50	△170								175	△170	5	公務員，長男工員
12	222			30							27		252	27	279	長男と嫁日雇
13	220											△ 20	200	－	200	子供3人勤め
14	205	67	272								△205		205	△205	－	日雇，妻工員
15	173											5	178	－	178	長男と嫁土建日雇
16	173	30	203	△ 23	△150								150	△150	－	自動社会社社員
17	170			20	37			△ 20					170	－	170	長男農協，長女店員
18	159	70	229								30		219	100	319	長男と嫁日雇
19	155	△155	－							△10	△250	110	250	△250	－	造園会社役員
20	155				70								155	70	225	長男冬季日雇
21	105							△ 20					85	－	85	大工(四男も)
22	94												94	－	94	タクシー運転手
23	89										△ 89		89	△ 89	－	大工
24	85							△ 30					55	－	55	長男と嫁工員
25	85											125	210	－	210	造園業
26	75											△ 52	23	－	23	造園業(長男も)
27	67	△ 67	－								△ 67		67	△ 67	－	八百屋
28	50										△ 30	△ 20	30	△ 30	－	寺院，長男教師
29	49				△ 49								49	△ 49	－	大工
30	40								50				40	50	90	日雇(妻も)
31	35			△ 29									6	－	6	豆腐屋，長男運転手
32	30				△ 30					△30			－	－	－	タクシー運転手
33													55	△ 50	5	造園業勤務
34											△ 50		80	－	80	石材業自営
計	5,734	727	6,239	123	507	215	450	260	1,250	10	642	424	6,510	2,627	8,077	
		△222		△102	△399	－	－	△170	－	△40	△691	△112		△1,060		

(注)　伊藤喜雄「請負耕作農家の就業者構成と農地流動の実態―新潟県白根市のケース」(「土地と農業」No. 4所収)。
◦売買の△印は売却，他は購入，±は買換。貸借の△印は貸付，他は借入。

No.15の農家を例にとると、こういうことである。60才の主人夫婦と38才の長男夫婦の2世代家族で、孫は高校在学中。戦前純小作農であり農地改革で完全自作化したほか、人に乞われて一部の交換分合により5ａ水田がふえただけである。自脱コンバインや田植機はもたず、20馬力トラクターは2戸共有である。主人夫婦は水田のほかブドウ20ａ、ヤサイ18ａを作っている。長男夫婦は水田が忙しい時のほか大体土建日雇に出る。この収入（1日5千円、ほぼ年間3分の2は出ている）で日常生活をまかない、大きな経営支出や交際費は米で支払う。家族労力が豊富なこともあって、機械にはとびつかない。「機械にふりまわされると田を動かさなければならなくなる」。「機械の借金でもしないかぎり、あくせく人の田に手を出す必要はない」という。主人夫婦が働けなくなるまで現状維持だろう。

ロ）売却・貸付・廃農者。No.32農家は、農地30ａをいったん全部貸したうえ、あとで売却してしまい、タクシー運転士専業となる（45才）。まあこういうのはまだ少ないのであって、No.14、23、27、29のような貸付けだけの者が多い。No.16、28は一部売却し残りを貸している。No.19のようにすべて貸し、さらに田を買い求め、これをも貸している。この農家は実は不動産屋であって、農家資格を悪用して転売地をふやしたケースである（後出）、No.11、26、31は売り残したわずかの土地を自作している。

No.16農家を例にとろう。昭和41年に、父が老令化（67才）したことと耕耘機の更新期とがかさなった。そこで本人は大いに悩む。「2.5haあれば農業にふみきったのだが、1.7haでは展望がなくあきらめた」という。23ａの飛び地を売り、残り1.5haを4人の友人と親戚に貸付けて今日にいたっている。31才の当主は自動車会社社員で安定収入があるそうだが、74才になった老父は今も「水田を人に作らせているのがくやしい。」といっている。

ハ）購入・借入・拡大農家。購入も1ha以上、借地も1haというNo.2、3、6がこの典型であろう。No.1は近年不動産業を開業しているので、所有地は棚卸し資産を含んでいる。このほかNo.8、10、18、20、25がこのタイプに属する。No.5は50ａを売却してその土地をそのまま借地として耕作している。さてここでも代表的な事例について事情を報告しておこう。

まず現に**25haを経営するNo.3農家**について。便宜上A氏と呼ぶことにしょう。A氏は現在65才で、2年ほど前に経営上の実権を長男（40才）にゆずっており、これに四男（30才）が協力している。農業労働力は、この二夫婦と長男の娘（20才）のほか、分家した三男（33才、石材業を自営し、80ａ保有しているNo.34農家である）の夫婦が自分の田を含めて共同耕作の形で参加している。A氏の過去30年は、まさに土地集中と大経営設立の歴史といってよい。

A氏はもと小作であって、戦時中の自作農創設事業で1.4haの自作農となり、戦争直後に田を買いはじめ、昭和23年には2ha、そして昭和32年には農地法の上限面積3.4haに到達してしまう。この間「どんな土地でも買ってさえおけば、翌年は米価が2倍となって、1年でもとがとれた。」

A氏が「土地を買うということが知れわたって、売り地は自然に集まった」という。調べてはいないが、2haの自作地購入の相手は恐らく延30人をこえるだろう。A氏は上限面積をこえてもなお自作地取得をやめなかった。表17ではNo.3農家（A氏）の昭和41年所有は355ａと表示されているが、じっさいには4.8haになっていた筈である。

ところでA氏の規模拡大は自作地としての土地集中だけではなかった。まず昭和37年に、妻が病

気で耕作不能となった公務員から50ａを小作する。これがこの近在での請負耕作の嚆矢であったという。小作料は10ａあたり５俵の契約だった。この小作にふみきったのは、２年前、昭和35年に次男を分家させ40ａをつけてやったことと関係があるかもしれない（この次男は現在36才のNo.25農家。造園業を自営しつつ、オヤジにならったのかやはり土地を買い集め、今は2.1haの自作農になっている）。その直後市会議員で４haを経営する某氏から２haを借り、そのほかあちこちから借り受けて、昭和46年には借入地合計15haとなり、自作地とあわせて20ha経営に到達した。このようにＡ氏に土地が集まったのは、田の経営管理に信用があったほかに、人より半俵よけいに小作料を払ったという事実がある。小作料水準は、昭和46年頃の減反政策後５俵から４俵に下がったが、それでも人よりは１斗多く払ったという。

昭和47年以後というのは、まさに土地移動の狂乱時代だった。これについてはまた後で触れるが、そのなかでのＡ氏の対応は次のとおりであった。47年春、Ａ氏のところへＮ造園及びＦ組から転用見込で買い集めた大面積の耕作依頼があった。はじめ水田10ha、後に追加３haである。これらの土地はかなり集団化していたが、まだ分散地ものこっており、それらの分散地を業者が買い替えでまとめるのにはあと数年はかかると見込み、これを引き受けることにした。そのため散在していた従来の借入地をかなり解約して返した。この借入地の地代は、現金払いの３俵ときめた。「これだけの土地をまとめて耕作できるのは自分しかないという自信があったので値切ったのだ」という。

隠居に近いＡ氏はいう。「自作地10ha位をまとめたら、あとは他人の田にまで手を出すことはないのではないか」と。しかし長男は自作地拡大を希望し、規模では「やはり20ha規模の経営は維持したい。」といっている。「３町百姓がバタバタ倒れる時代に入ったので、やはり大きく作ったものが勝ちだ」という。四男夫婦の分家も予定されているが、共同経営で20ha以上を維持する考えのようである。

さてここで、昭和47年から48年にいたる土地動乱、**土地コロガシの実態**について、このＡ集落での例によってその一端を報告しておきたい。登場してもらうのはNo.１、19という不動産ブローカー的農家と、精農家No.６である。

No.１農家が５ha経営の農家であることにはまちがいがない。しかし農業経営は妻（48才）と三男（22才）と長女（18才、高校在）にまかせて、当主（49才）は不動産業に没頭している。同氏は改革前2.8haの自小作農であり、戦後ずっと逐年自作地を拡大し、昭和41年にほぼ４ha経営に到達した。この間に次男を分家（昭和36年、現在タクシー運転手、94ａ自作。No.22農家である）させて70ａをゆずり、また昭和41年に生コン工場用地として30ａを売却したことがある。昭和40年に30ａの請負をひきうけたことがあるほどで、当時は稲作技術の開発に工夫をこらすなど熱心な精農家であったが、地価の高騰と頻々と発生する農地の売買を目の前にみて、昭和41年、資格をとって不動産業Ｔ商事をつくった。

Ｔ商事として多くの情報収集に努め、遠方の物件や高価な物件は短時日のうちに回転させ、安くて近い土地は自分の自作地とした。昭和46年から48年にかけて３件70ａの田を買って自分の名義にしたが、いずれも格安ともいうべき単価（100万円前後）であった。一方、昭和40年からの請負耕作地は地主の要求で返し、同じ48年に別件35ａを請負っている。この35ａは同氏が購入し、他の業者を通して新潟市の農家へ売却し、その耕作を引き受けたものである。小作料４俵。

Ｔ商事はまた後で登場するのだが、その前にNo.19農家について述べておかねばならない。

この農家については、前にもちょっと紹介したのだが、昭和41年当時、すでに所有地155 a のすべてを請負に出していた（相手はさきの25ha経営のA氏つまりNo.3農家である）。現在35才でN造園会社の重役、妻も社員である。この不動産部門担当の重役は、年次不詳だが自已名義で1.1 haの土地を買っている。自分の「商品」であるのかもしれない。事実10 aを業者に売っている。昭和48年現在の所有地2.5 haのすべてはA氏（No.3）が耕作を請負っているところからして、このNo.19農家も25haにひと役かっていることになる。

さて昭和47年に、地元ブローカーともいうべきNo.19に対し、1 haまとめてくれたら、相場150万円（10 a）を170万円で買うという話がM不動産からもちこまれた。そこでNo.6農家から50 a、他集落の2人をくどき、自分の10 aをこれに加え、合計1.3 haをまとめて売りこんだ。単価は170万円又は180万円だった。それが47年10月だった。

ところがM不動産はこれを亀田町M土地へ転売、M土地はこれを新潟市のHS土地へさらに転売、HS土地はこの段になってNo.1農家のT商事に購入方商談をもちこんだ。48年の6月のことだった。地価は10 a 280万円となっていた。T商事はいったん取得して即日新潟市のD商事へ単価290万円で売却した。この土地はその後再びNo.19が役員をしているN造園の手を経て、48年の夏、終着駅と思われる新潟市の買換え農家Yにひきとられた。恐らく10 a 300万円をこえていたとみられている。

この間の取引はすべて権利書と念書で行われ、農地法第3条の許可申請は、48年秋になって、No.6、19ら4人からY氏に直接売買する形で実行された。

Y氏はブローカーではなさそうだが、どうも自作しそうにもない。実はNo.6などの農家は、1年前に売ったとき最初のM不動産と賃貸借契約をしている。こんどはYが地主として49年度から当事者となりそうである。

No.6農家は、これも元小作で、農地改革で2.3 haの自作農となった後で、年を追って自作地を買いたし、昭和48年に3.9 haとなっていた。そのうえ従兄の土地50 a（35年請負受）に加え、48年にNo.14農家が大病して5戸の親戚に貸しつけて不耕作化したとき、No.8、12と共に、その1戸として40 aを借入れた。この小作料は4俵半だった。このNo.6農家が50 aをM不動産に昭和47年に売った（前述）のだが、そのとき小作料を値切って3俵3斗としている。同じ年に既存自作地に隣接する50 aを買いかえているのは表17のとおりである。精農家No.6は現在42才、妻と高校生の長男との3人で経営している専業で、現在の5 haではまだ余ゆうがあり、肉豚120頭とヤサイ20 aを作付している。

No.6農家のように連続して田を買っている場合には、地価の動向を知るのに便利である。昭和28年30 a購入分の10 a単価は25万円、同35年13 a購入単価27万円、42年43 a単価70万円、43年20 a単価120万円、44年30 a単価150万円、その後45年から46年にかけての減反政策で地価は10 a当100万円まで下ったが売り手がなかった。そして47年の50 a売り10 a当170万円、買い10 a当160万円になっていくのである。この地価回復そして高騰は、いわゆる列島改造ブーム下の狂乱時代にあたっているのである。

白根市A集落の調査からの問題点を整理してみよう。第1に、狂騰した高地価のもとでの資産保有的農地所有への転化、そこで請負耕作が拡大定着していることである。第2に、農地の買手についてみるとき、一般に地元農家の強い需要にもかかわらず、購買力の点で土地業者にかなわないということである。第3に、業者や買換農家の手に入った農地は、多く地元で貸付けられ、あたらしい地主が発生してきていることである。この場合、

業者等の小作料は安いという点に注意すべきであろう。第4に、購入ないし借入によって規模を拡大してきた少数の農家に、農業なり耕作がかぎられてくるという傾向が著しいことである。この限られた少数農家の耕作能力における優越性が、地代切り下げの見通しを現実化させてきている。

以上のような方向のなかでの1つの限界は耕作条件の問題である。戦前の耕地整理による10a区画と排水条件は、大型機械の走行に不適切である。この壁を新しい基盤整備によって乗りこえるためには、現在の農家相互間の利害関係の分裂の克服という困難な問題を処理しなければならない。

☆　　☆

議長　それでは続いて今村さんお願いします。

6. 安城市における形態

今村奈良臣

報告資料

- 都市化・工業化地帯における圃場整備事業と大規模借地経営の成立（農林漁業金融公庫「長期金融 Vol. X. No. 1 ― 土地改良と農業構造」所収、昭和48年9月）
- 愛知県海部郡佐屋町北一色と安城市高棚地区（全国農地保有合理化協会・昭和48年度農林省委託調査「都市化の進展と農業経営の対応に関する調査報告書」所収、昭和49年3月）

安城市における問題点　愛知県をふくめて東海地域は、戦前からの工業中核地帯を拠点とし、豊富な水資源と平坦農用地の存在のうえに、ここ10年間に一大工業地帯を形成してきたことはいまさら説明を要しない。そのことの農業への影響は次のように整理できるであろう。(1)農地転用の進行（昭和35～46年間に72千ha）、(2)農地価格の高騰（東海地域平均昭和40年509千円、45年 1,283 千円、現在はその数倍か）、(3)水質汚濁と農地のスプロール化。さらに農業構造の変貌については、次のような特色をあげることができる。(1)農家の兼業深化による土地持労働者の累積、(2)その対極として、従来の自作農とは異質な企業的経営の創出、(3)土地の広さに依存しない施設園芸や畜産のウエイトの高まり。そしてここで見のがすことができないのは、この地域での昭和40年代における大規模な圃場整備事業の展開である。このことをまず略説しておきたい。

都市化・工業化地域における土地基盤整備事業

かって日本のデンマークといわれた安城市は、急速な都市化・工業化のなかで、昭和40年代初頭から農地再開発計画をたて、土地利用区分のうち農業予定地について徹底的かつ大規模な圃場整備事業を実施することとし、昭和43年以降続々と着工にうつし、昭和50年代初頭には8割の水田の圃場整備が完了することになっている。

これらの圃場整備計画の特徴は次のように要約することができる。

(1)広い意味での都市計画の一環としての農地計画であること。

(2)土地改良区の仕事を事実上市町村等の自治体が直接担当すること。

(3)企業進出予定地をあらかじめリザーブし、かつ、公共用地を予定し、かなり高い減歩率（例。純農業地帯だった西部地区で7％）を適用していること。

(4)こうして企業用地や公共用地の売却代金によって、地元農家の負担金の手当をおこなっていること（農家負担ゼロ）。

(5)圃場整備事業の積極的推進層は専業的農家よりもむしろ兼業農家が中心となっていること。

愛知県集団栽培の先駆的役割　愛知県はいわゆる集団栽培発生の地といわれる。昭和30年代初頭に発生し、30年代なかばの兼業化の急速な進展にあわせて、それは共同作業を加えた組織に再編され、30年代末には「技術信託」と呼ばれる稲作の部分機械作業請負がはじまることになる。いわゆる新佐賀段階の稲作にせよ、庄内の集団栽培にせよ、愛知県のこの先駆的経験に負うところが大きいといわねばならぬ。

土地もち労働者群の請負希望　調査対象の高棚地区では、地区内水田の過半の圃場整備が完了する昭和46年末に、地区内兼業農家から水田の全面委託の要望が強くあらわれてきた。その理由はいろいろあるが、第1に農繁期休暇を、勤務先の都合からとりにくくなったこと、またとればとったでそれがボーナスにひびくこと、第2に大部分の2種兼業農家は農外所得だけで家計費をまかなえたこと、第3に減反政策のショックと米価すえおきの結果、稲作意欲がなくなったことと単位時間あたり稲作労働所得は、主婦のパート収入にも及ばなくなっていたこと、等である。

このような情勢のもとで安城市農協は「農業経営受託規定」を作成し、全面委託の希望を募った。47年初頭のことであった。その結果高棚地区360戸、493haのうちから94戸（26％）、43ha（9％）の申込があった。受託規定等によると、契約期間は3年以上で、収穫物の所有権は農協に属し、委託者に10a当たり2俵の地代（水利費を控除して2万円相当）を支払うことになっている。もちろん作目は稲作に限定し、機械作業に適する土地にかぎることとなっている。また農協は必要に応じ一部の作業を再委託できることになっている。

委託者と受託者　昭和47年の94戸、43haは昭和48年に143戸、66haに拡大している。その概要は表18のとおりである。このうち数字は省略したが、所有水田全部を委託に出したのは63戸（46％）に達し、半ば以上を出したものを含めると102戸（75％）となる。そして前年に比べ1ha未満層がほぼ倍増しているのに、それ以上層はほとんど変化がない。総じて70a未満の零細層のうち、安定兼業をもっている農家が全面委託にだしているようである。しかしながら稲作管理の補助労働力たる老人、婦人がいる農家では、一部を全面委託、残りの水田については重作業部門を作業請負にだし、管理や手作業はそれらの補助労力により自作を保つという形をとる。

受託者は一応農協であるが、実際には、東部、西部、新池の各営農組合が結成され、これに再委託されている。ところがこの3つのグループで、それぞれやり方がちがっている。表18のBの経営方式の欄とその前の経営面積欄との記載内容から判断してほしいのだが、東部の3戸は、機械は共同であるが実際の管理は、夫々の自作地を含めて、はっきりと3分割個別経営となっている。農協からの農地再委託はグループとして借りる形をとっているのだが。

西部の3戸は農協再委託分についての完全共同経営であって、夫々の自作地は、1人は父が耕作し、他の2人は別途委託にだしている。この3人は元農協職員で、長年農協勤めをしてもたいしたことはないと考え、農協を辞めて借地経営にふみ切ったのである。

新池も西部と同じ共同経営だが、自作地は一切委託に出さず、個々の農家でやり、この農協からの借入地のみを共同でやるという形をとっている。

もうひとつ注意しなければならないのは、これらのグループは、この農協経由の借入土地の経営のほかに、余ゆうのある機械力を駆使して、部分作業請負をかなりやっていることである。補助金が出されている関係もあって、個別の作業請負料

表18　安城市農協経営受託・高棚地区委託農家の構成

A. 委託者（昭和48年）　　（戸）

		全農家	委託面積規模別委託農家数										昭和47年
			ha ～1	～2	～3	～4	～5	～7	～1	～1.5	ha 1.5～	計	
所有面積規模別	～.3ha	88	3	15	10	－	－	－	－	－	－	28	28
	～ .5		－	3	3	6	7	－	－	－	－	19	
	～ .7	127	－	1	3	4	6	11	－	－	－	25	25
	～ 1.0		1	3	5	1	4	4	8	－	－	26	
	～ 1.5	178	－	1	2	1	4	9	10	4	－	31	30
	～ 2.0		－	1	2	－	－	1	2	2	1	9	10
	～ 2.5	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
	ha 2.5 ～		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	415	4	24	25	12	21	25	20	6	1	138	94

B. 営農組合　　（ha：羽）

	構成員				経営面積			経営方式
	No	年令	自作田面積	前職	借地	自作地	計	
東部	1	46	2.2鶏4,000	農業	9.5	1.7	11.2	一括受託，実質3農家で3分割。
	2	38	1.2	大工，農業	7.7	0.5	8.2	
	3	49	1.7	ダンプ，農業	5.5	1.1	6.6	
西部	1	29	1.7	農協職員	16.0	－	16.0	3人の共同経営。自作田は1人が父自作，他は委託(別地区)。
	2	29	2.0	〃(機械エンジニア)				
	3	25	1.4	〃				
新池	1	45	2.0鶏3,000	農業	21.8		21.8	借地のみ共同経営。自作田は夫々の家族が耕作。
	2	24	1.3	ダンプ				
	3	25	2.1	農業				
	4	23	2.3	〃				
	5	22	1.3	〃				

（注）　全国農地保有合理化協会「都市化の進展と農業経営の対応に関する調査報告書」昭和49年3月。

金の相場よりかなり低い水準で引き受けているようである。

今後の方向　昭和47年に2俵だった地代水準が、昭和48年に1.5俵に引き下げられた。これは明らかに借手市場になってきていることを示す。委託者側にしてみれば、機械はない、働き手がない、荒らしておくわけにはいかない…… 等々でどうしても受託者の方が強くなる。

さらに、この地区で昭和48年休耕田が60haあった。これが休耕奨励金がなくなった時どうなるか。農協としてはその半分の30haが委託にまわるのではないかとみている。これに対して受託者側は、タダなら引受けてやる、あるいは2年たったら地代の半分ぐらい払ってやる、というようにかなり強気に出ている。タダとか、2年後という裏には、数年にわたる休耕で田が荒れており、その回復に相当の改良費がかかることを言っているわけである。しかし、この不景気のなかで、どれだけ委託がでるかとなると、なかなか予測はむずかしい。というのは、現にここで支配的な雇用を提供する自動車産業が相当にダウンしてきており、労働者の残業手当は、実質手取9万円から6万円

表19　作業委託をした場合の稲作所得水準の変化
〔東海，昭和46年度〕

単位：円

	調査農家平均		0.3ha未満		0.3～0.5ha	
	生産費調査	作業委託	生産費調査	作業委託	生産費調査	作業委託
10a当粗収益 (1)	59,364	59,364	57,509	57,509	58,267	58,267
物財費 (2)	12,373	12,373	14,941	14,941	13,063	13,063
農具費 (3)	12,016	0	12,300	0	12,518	0
労働費 家族 (4)	24,126	11,742	30,696	15,360	29,186	13,682
労働費 雇用 (5)	2,060	2,060	1,682	1,682	2,278	2,278
作業委託料金(6) 耕耘整地	0	6,000	0	6,000	0	6,000
作業委託料金(6) 防除	0	800	0	800	0	800
作業委託料金(6) 収穫，調整	0	14,000	0	14,000	0	14,000
費用計 (2)～(6)＝(7)	50,575	46,975	59,619	52,783	57,045	49,823
余剰 (1)－(7)＝(8)	8,789	12,389	△2,110	4,726	1,222	8,444
所得 (8)＋(4)＝(9)	32,915	23,131	28,586	20,086	30,408	22,126
家族投下労働時間 (10)	時 100.5	48.9	127.5	63.6	123.7	59.1
1日当所得 $\frac{(9)}{(10)}\times 8$	2,620	3,784	1,794	2,526	1,966	2,994

（注）　作業委託料金は明治トラクターの受託料金の水準によった。

以下にダウンしている。とはいえ、このためただちに委託にだしているものをとりもどして自作するとは限らないだろうから。いったん兼業に傾きだすと、もとへもどらないように私は感じとっている。

受ける方が強気だといっても問題がないわけではない。100haもでてきたら1人平均10haをこなさなければならない。それは不可能ではない。しかしもしそうなれば、20代の青年のなかから、こきつかわれる工場勤務をやめて農業したいという人が出てこないともかぎらない。それから、当然のなりゆきなのだが、「稲作だけでは半年仕事にすぎない、裏作麦をなんとかやろうではないか」という動きが去年から出てきており、また飼料作物はどうかという研究がはじまっている。それからもうひとつ、この地区の隣に肉牛団地というのがあって、6戸の農家が900頭ほどを飼養している。そこで、飼料作物と堆肥の交換ということが検討されはじめているという情勢もみられる。

新しい動きはなにもこの地区だけではない。豊川の方でも、また有名な明治トラクターも、作業受託から農協経由の賃貸借という形に移行しはじめている。個別相対請負から借地経営への動きは決定的だと思うし、その借地経営者が、オペレーターを駆使していく姿がもう発生してきている。しかもオペレーターを早植地帯の裏日本からきてもらう話も進んでいる。経過としてはいろいろの姿をとるだろうけれども、大規模借地経営の方向にいかざるをえないのではないかと思う。

基幹作業委託の採算性　表19は、昭和46年度東海地区米生産費調査における下層農家の採算から自作の場合と基幹作業たる耕耘、整地、防除、収穫、調整を委託にだした場合との1日当所得を算出・比較したものである。たとえば0.3ha未満の場合、自作したときの10aあたり所得は約28,000円、作業委託だと20,000円である。しかし1日あたりの所得は、自作1,800円、委託2,500円となる。ところで日雇賃金は老人や婦人でも2,500円

はとってくる。労働市場があるかぎり、ここに委託の有利さがでてくる。田植えその他の作業まで含めると、年間所得は実質地代になってくるわけだが、このあたりが今後注目さるべきところだと思う。

☆　　☆

磯辺、石黒　この地区周辺の反収と、地代を1俵半にさげたあたりをもう少し詳しく話して下さい。

今村　圃場整備直後ですから、今のところまだ反収は低く、安定していません。大体7俵と考えて下さい。圃場整備をしてないところは8俵ないし8俵半です。ところで委託にでているところ、これは昭和47年に塩害がひろがって平均5俵半しかとれなかった。そこで耕作者代表と委託者つまり地主代表が集まって、グループ別に話しあったわけです。最終的には農協が間にはいって決めた形になっていますが、実質は、部落内の主だった人が集まって協議し1俵半に下げたのです。下げたら委託希望が減るかと思ったら逆に増えてきているわけです。

しかし実は反収がなかなかおさえにくいのです。単価の高い自主流通米（これはカントリーエレベーターではわからない）、モチ米、直接すし屋に売っている米等のような要因があるんです。

美崎　兼業農家が圃場整備を推進したというが、その実情をもうすこし……

今村　うまく説明できないんですが、私がきいたかぎりではこういう印象です。兼業農家は家の改造に大きな関心をもっている。しかしバラバラに1反歩位を売ったんではどうもマズイ。ちょっとした改造ならほかに自動車1台買える位の金がいるが、農家住宅ではなく大改造か新築がしたいのである（げんに全部建てかえている景色の方が多い）。それでトヨタ自工kkの関連工場を誘致して、土地改良事業の創設換地を売り、それによって受益者負担分を稔出するわけですが、そのまえに交換分合をして、参加した兼業農家みんなが均等に土地売却代金を手に入れるようにしたわけです。大部分の農家は兼業農家としての現状を維持したいし、一定限度以上の土地を今売る気はないので、特定の少数の人が投機的な売り買いをバラバラにやられたのでは困る――そういう共通の意識をもったのだと思います。

梶井　土地改良をやってもすべての田が道路に面することにはならないでしょう。

今村　それはそうです。10年先はどうなるかわからない。土地改良法にのる以上、10年はまずこのていどということです。しかしこの圃場整備じたいが都市区画整理のにおいがないわけではない。圃場整備をやっておけば、すぐ次のことが考えられる。

梶井　西部の組合の若い人3人、これはどういう組み合せで生まれたんですか。

今村　気があっている3人がいちばんいいといっています。3人とも、もと農協職員ですが、1人は機械の専門家、1人は栽培技術にものすごく熱心、あとの1人はマネージャー、金の借入れとか渉外担当です。それに大型コンバインとなると3人の組作業でないとちょっと動かせない。

梶井　東部も3人単位でコンバインをやるんですか。奥さんの労働はどうなっているんですか。

今村　奥さんがはいるのは田植の時です。機械田植と育苗のほかは奥さんはつれださないようです。3人単位がすべてというわけではありませんが、大型コンバインをやりだすと運び役をいれると最低3人は必要でしょう。トラクターなんかはもちろん1人ですけれど。

美崎　共同と個別経営の併存、これは受託田の分散状態と関係があるのでは……

今村　そういう要因があることは否定できませ

ん。東部の3人分割の形、これは昭和47年と同48年と地区割をかえていますが、たしかに個別にやれるようにまとまっています。西部も区画整理済の地区ですが、田はかなり分散しています。委託にだした人とださない人との賃貸借地の交換分合ができないかと、一応呼びかけはしたんですが、なかなかできそうもないというのが現状です。